

# 宝くじ問題検討会報告書

平成22年11月

宝くじ問題検討会



## 目次

### はじめに

#### 第一 歴史と諸外国比較

1. 日本における富くじの歴史
2. 諸外国との比較

#### 第二 宝くじの制度と運用の概要

#### 第三 宝くじの改革の基本的方針

1. 改革の前提
2. 改革を進める基本的視点
3. 改革の進め方

#### 第四 宝くじの諸課題の改革の方向性

1. 「社会貢献広報事業(仮称)」(経費)
2. 市町村共同事業への「助成」(収益金)の再構築
3. 発売諸経費(経費)の徹底した効率化
4. 各種見直しにより生み出される財源の活用
5. 緊急政策課題に対応する新しい宝くじの仕組み

#### 第五 発売団体における検討状況と今後の宝くじ改革のスケジュール

1. 全国自治宝くじ事務協議会における検討状況
2. 今後のスケジュール

はじめに

平成22年5月に開催された行政刷新会議ワーキンググループにおいて、宝くじ(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条第1項に定める「当せん金付証票」をいう。以下同じ。)関連の事業が対象となり、宝くじの普及宣伝事業等について、「当 WG の結論としては、当該事業については廃止とする。」等の評価結果が同ワーキンググループから出された。

これを受け、宝くじの改革をしっかりと進めるため、総務大臣から、地方財政審議会の中に、都道府県、政令市、市、町村の代表の方々からなる宝くじ問題検討会を設け、当せん金率の向上、地方公共団体の収益金の増加、普及宣伝事業のあり方などの宝くじの諸課題について検討を行い、平成23年度宝くじ発売計画策定までに結論をまとめるようにとの要請がされた。

宝くじは、刑法(明治40年法律第45号)第187条で発売が禁じられている「富くじ」の特例として、地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条及び当せん金付証票法に基づき、地方財政資金の調達を目的として、総務大臣の許可を受けて、都道府県及び政令市(以下「発売団体」という。)が発売しているものである。宝くじの収益金は約4,000億円前後で推移し、地方公共団体の貴重な自主財源であり、多くの公益的な事業の財源として活用されている。

本検討会においては、以上のような宝くじの果たす役割を念頭に置きながら、要請のあった宝くじの諸課題について議論を重ねてきた。

本報告書においては、まず第一部において、現在の宝くじの果たしている役割について、歴史的(日本の歴史)、空間的(国際比較)考察を加える。第二部において、現在の宝くじの制度・運用の状況を概観した上で、第三部においては、今回要請を受けた宝くじの改革の基本的方針を述べ、第四部においては、第三部の基本的方針を踏まえ、宝くじの諸課題の改革の方向性を示す。第五部においては、現在の発売団体における検討状況に言及するとともに今後の宝くじ改革のスケジュール等を提示する。

本報告書は、先に述べた総務大臣からの要請に対し、普及宣伝事業などの宝くじの諸課題について、その制度及び運用に渡り意見を述べるものである。もとより、宝くじの運用は、一義的には、発売団体が自主的・主体的に決定すべきものであることから、運用に関する意見は、発売団体が運用の見直しを行うに当たっての基本的な方向性を示すものである。

## 第一 歴史と諸外国比較

宝くじの発売は、刑法第187条(富くじ発売等)の特例として認められているものであるが、宝くじの現代的意義を検討するに当たって、日本における富くじの歴史や諸外国の状況を概観しておくこととする。

### 1. 日本における富くじの歴史

○日本における富くじは、厳しい財政状況を背景として、寺社の修復費用の調達、戦費の調達、戦災によって荒廃した地方公共団体の復興資金の調達というように緊急的な課題あるいは公益的な事業のための財源を調達する手段として活用されてきている。

#### (1) 富くじの起源

日本における富くじの歴史は、摂津・箕面の瀧安寺の富会に端を発するとされるが、その後、江戸時代に、幕府の財政難を背景に、統治機構の一部を構成していた寺社の修復費用の調達の一方法として、江戸幕府(寺社奉行)により富くじの発売が認められていた。その後、1842年の天保の改革により全面禁止となり、1868年(明治元年)の太政官布告においても富くじに関する興行は厳禁とされた。

#### (2) 現代の富くじとしての発展

禁止されていた富くじの発売が再開されたのは、1945年(昭和20年)4月、天保の改革からおおよそ100年が経過した後である。政府は、公債消化が困難になる中、浮動購買力を吸収して「戦費二充テ」(注)るため、同年4月に臨時資金調整法(昭和12年法律第86号)を改正し、同年7月から政府くじ(「勝札」)を発売した。同年10月からは、戦後の激しいインフレ防止のため浮動購買力吸収の必要性が大きくなったことから、政府くじ(「第1回宝籤」)を発売した。

翌1946年(昭和21年)10月には、戦災によって荒廃した地方公共団体の復興資金の調達のため、臨時資金調整法が改正され、都道府県による宝籤の発売が可能となり、同年12月には、福井県が最初の地方宝籤「福井県復興宝籤(ふくふく籤)」を発売した。

1948年(昭和23年)4月、連合国軍総司令部の要求により、臨時資金調整法は廃止された

が、同年7月、インフレの高進を抑制するため、当分の間、従来に引き続き宝くじ制度を存置するという考えのもとに、当せん金付証票法が公布・施行され、政府と都道府県・政令市等が宝くじをそれぞれ発売した。しかしながら、1954年(昭和29年)3月限りで政府くじは廃止となり、以後、都道府県・政令市のみが宝くじを発売し、現在に至っている。

(注)勝札の裏面の記載。

## 2. 諸外国との比較

○諸外国の富くじの発売目的は、公益のための資金調達、国(又は州)の財政資金の調達であり、その使途は、社会福祉、芸術文化、スポーツなどが中心となっている。また、日本と同様に、これらの公益的な事業を収益金のみならず、経費で行っている国もある。

○日本の当せん金率45.6%(平成21年度)は諸外国(課税後ベースの実質的な当せん金率)と比べ標準的な水準にあると言える。

世界における富くじの売上額上位10か国を含む11か国(日本、アメリカ、ドイツ、カナダ、イタリア、中国、スペイン、フランス、イギリス、ギリシャ、スウェーデン)について、富くじ制度の状況を概観する。

発売団体は、連邦制の国を除き、基本的に国が発売主体となっており、地方公共団体が発売団体となっている日本と異なっている。

発売目的は、公益のための資金調達、国(又は州)の財政資金の調達とされており、その使途は、社会福祉、芸術文化、スポーツなどが中心となっている。

このような公益的な事業を、収益金のみで行うか、経費としても行うかは、各国様々であるが、日本と同様に、収益金のみならず、経費で公益的な事業を行っている国もある。例えば、カナダのオンタリオ州では地域のフェスティバルなどの様々なコミュニティイベントに対する助成やアマチュアスポーツへのイベント後援などを、イタリアでは芸術・文化に対するスポンサーシップや各地のカーニバルへの協賛などが行われている。

当せん金率については30%から72.4%と幅があるが、50%前後の国が多い。また、当せん金に対する課税については非課税の国が7か国、課税の国が4か国(イタリアは一部非課税)となっている。課税後ベースの実質的な当せん金率は、30%から63.1%となっており、日本の当せん金率45.6%(平成21年度、非課税)は、おおむね各国の中位にランクされ、標準的

な水準にあると言える。

## 第二 宝くじの制度と運用の概要

○宝くじは、刑法の特例であり、地方財政資金の調達を目的として、総務大臣の許可を受けて、都道府県及び政令市が発売し、その収益金は幅広い事業に充当されている。

○近年、宝くじの売り上げは1兆円前後、収益金は4,000億円前後で推移し、地方公共団体の財政運営上欠かせない財源となっている。

宝くじは、刑法第187条で発売が禁じられている「富くじ」の特例であり、地方財政法第32条及び当せん金付証票法に基づき、地方財政資金の調達を目的として、総務大臣の許可を受けて、都道府県及び政令市が発売している。

発売団体は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2に基づき協議会(全国自治宝くじ事務協議会など)を設置し、宝くじの発売計画、発売許可の申請、発売事務の委託等の宝くじの発売事務を共同で管理、執行している(注)ところであり、その収益金は各発売団体が実施する幅広い事業に充当されている。

宝くじのうち市町村振興宝くじであるサマージャンボ宝くじ・オータムジャンボ宝くじについては、その収益金の全額が各都道府県で歳出予算に計上され、一般市町村(各都道府県の市町村振興協会)に交付されている。これは、昭和50年代初頭、一般市町村から宝くじの発売権を付与すべきとの要望があったが、市場規模や発売効率等の課題があることから、市町村が発売するのではなく、代わりに都道府県が発売し、収益金の全額を一般市町村に交付する方法をとったためである。

発売団体は、当せん金付証票法の改正を受けた一等賞金の引き上げや数字選択式宝くじの発売など様々な施策を講じ、その売り上げを伸ばし、収益金を確保してきている。近年、宝くじの売り上げは1兆円前後、収益金は4,000億円前後で推移し、不動産取得税(平成21年度4,042億円(速報値))に匹敵する収入となっており、地方公共団体の財政運営上欠かせない財源となっている。

平成21年度における売上額、当せん金、発売諸経費は、それぞれ、9,875億円、4,503億円(45.6%)、1,428億円(14.5%)となっており、売上額から当せん金、発売諸経費を差し引

いた3,944億円(39.9%)が発売団体の収益金となっている。

(注)宝くじのうちいわゆる「東京都くじ」は、協議会によらず、東京都が単独で発売している。

### 第三 宝くじの改革の基本的方針

本検討会においては、宝くじの「普及宣伝事業」(後述第四 1. 参照)のあり方などの課題を検討する前提として、まず宝くじの存在意義も含め、なぜ宝くじが刑法の特例として認められているのかという宝くじの原点に立ち返って、改革の前提となる考え方や改革を進める基本的視点などについて整理を行った。

- 改革の前提は、刑法の特例である宝くじに対する国民の信頼を確保し、「宝くじの健全な発展」、「地方財政資金の調達」を図ることである。
- 改革を進める基本的視点は、第一に、各種経費のほか共同事業に充てるため拠出された収益金の使途など宝くじ全般に対する地方公共団体による「ガバナンスの強化」、第二に、資金の流れの単純化、徹底した情報公開による「わかりやすさ」、第三に、「普及宣伝事業」費をはじめ発売諸経費全般のゼロベースでの見直しなど徹底した「効率化」である。
- 改革の進め方は、「地方公共団体のチェック、ルール化」、「宝くじ資金の流れの単純化、意義の明確化、情報公開の徹底」、「経費全般(「普及宣伝事業」費、その他発売諸経費)の徹底した効率化」に取り組み、「収益金、当せん金の配分のあり方」について、地方公共団体の自主財源を増加する方向で行うべきである。
- 特に、地方公共団体の自主財源の増加に向け、「普及宣伝事業」費については、大胆な縮減を行うべきである。

#### 1. 改革の前提

前述のとおり、宝くじは、刑法の特例であり、地方財政資金の調達を目的として発売が認められているものである。また戦後、半世紀以上にわたり、地方公共団体が育ててきた地方公共団体の貴重な自主財源であり、また地方公共団体の財政運営上欠かせない財源となっている。

また、宝くじは、購入する人々に当せん金という夢を与えるとともに、地域社会・生活を支える

財源となっていることを通じて公共心を満たす側面も有している。さらに、現在、国民の75%が購入の経験(平成22年宝くじ世論調査)があるとされているように、多くの国民に支持されている。

したがって、宝くじの改革に当たっては、刑法の特例である宝くじに対する国民の信頼を確保し、「宝くじの健全な発展」を図っていくことが大前提であり、また、宝くじを発売する目的である「地方財政資金の調達」を達成できるよう、地方公共団体の自主財源である収益金を増やしていくことが大前提である。

## 2. 改革を進める基本的視点

### (1) ガバナンス(統治)の強化

宝くじは、発売団体が総務大臣の許可を受けて発売しているものであるが、後述の「普及宣伝事業」費をはじめ発売諸経費全般及び共同事業に充てるために拠出されている収益金については、「自治体による実質的に自主性を持った公益事業が行われていないことが、国民の不信を招く原因である。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘がある。本検討会においても、「発売団体の参画が十分ではなかったのではないか。」等の議論があったところである。

したがって、各種経費のほか共同事業に充てるため拠出された収益金の使途など宝くじ全般について、地方公共団体によるガバナンスを強化していくべきであり、これは財政民主主義の観点からも重要である。

### (2) わかりやすさ

宝くじ資金については、収益金と経費(「普及宣伝事業」費)が混在して地方公共団体や公益法人などに流れており、「複雑な資金の流れを徹底して改める必要がある。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘があるが、本検討会においても、「複雑であると指摘された普及宣伝費の流れについて、すっきりさせる必要がある。」等の議論があったところである。

したがって、地方公共団体が自由にその使途を決定できる収益金と最小の費用で最大の効果をあげる必要がある宝くじを発売するための経費それぞれの意義を明確化し、資金の流れを単純化していくべきである。併せて、徹底した情報公開を図ることにより、透明化を図り、よりわかりやすい仕組みとしていくべきである。

### (3) 効率化

宝くじの発売諸経費、特に後述の「普及宣伝事業」費については、「効果の実証のしようのない「普及費」に費やされていることは直ちに改めるべき。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘があるが、本検討会においても、「効果が乏しいものがある、その効果がしっかりと検証されていない。」等の議論があったところである。

したがって、「普及宣伝事業」費をはじめ発売諸経費全般については、これをゼロベースで見直し、最小の費用で最大の効果を上げることができるよう、徹底した効率化を図っていくべきである。

## 3. 改革の進め方

「普及宣伝事業」などの個別事業については、2. で述べた改革を進める基本的視点を踏まえ、

- ① 地方公共団体のチェック、ルール化
- ② 宝くじ資金の流れの単純化、意義の明確化、情報公開の徹底
- ③ 経費全般(「普及宣伝事業」費、その他発売諸経費)の徹底した効率化

に取り組み、

- ④ 収益金、当せん金の配分のあり方

について、地方公共団体の自主財源を増加する方向で改革を進めるべきである。

特に、地方公共団体の自主財源の増加に向け、宝くじの売上げ増とともに大幅に増加してきた「普及宣伝事業」費については、発売団体によるガバナンスの強化、徹底した効率化を行い、大胆な縮減を行うべきである。

## 第四 宝くじの諸課題の改革の方向性

### 1. 「社会貢献広報事業(仮称)」(経費)

○ 現行の「普及宣伝事業」については、発売団体によるガバナンスを強化するとともに、広報に純化し、経費性を明確化する観点に立って、各種事業をゼロベースで見直し、「社

会貢献広報事業（仮称）」として出直すべきである。併せて、先に述べたとおり、「普及宣伝事業」費については、大胆な縮減を行うべきである。

○現行の「普及宣伝事業」は、発売団体の主体的かつ実質的な参画が十分ではないとの課題があり、事業の役割・内容についても、広報の役割以外に均てん化の役割を担うほか、経費で行っている事業と収益金で行っている事業との区分も不明瞭である。

○本来、「普及宣伝事業」は、全国あまねく住民に対し、刑法の特例として発売される宝くじが地域社会・生活を支える重要な財源であるとの理解を促進するため、発売団体が個別の立場を超えて共同で宝くじの広報を行うものであり、安定的な地方財政資金の調達にも寄与するものでなければならない。

現行の「普及宣伝事業」は、発売団体の主体的かつ実質的な参画が十分ではないとの課題があり、事業の役割・内容についても、広報の役割以外に均てん化の役割を担うほか、経費で行っている事業と収益金で行っている事業との区分も不明瞭である。

本来、「普及宣伝事業」は、当せん金付証票法第13条の2に基づき、全国あまねく住民に対し、刑法の特例として発売される宝くじが地域社会・生活を支える重要な財源であるとの理解を促進するため、発売団体が個別の立場を超えて共同で宝くじの広報を行うものである。また、このような取組みは、宝くじのイメージアップにつながり、安定的な地方財政資金の調達にも寄与するものでなければならない。

また、「普及宣伝事業」は、民間企業が経費で行うCSR（企業の社会的責任、Corporate Social Responsibility）類似の活動を発売団体が共同で行うものであり、社会的な意義も認められる。したがって、費用対効果をしっかりと見極めるという条件のもとで、適切に行うことは重要である。

そこで、現行の「普及宣伝事業」については、発売団体によるガバナンスを強化するとともに、広報に純化し、経費性を明確化する観点に立って、各種事業をゼロベースで見直し、「社会貢献広報事業（仮称）」（注）として出直すべきである。併せて、先に述べたとおり、「普及宣伝事業」費については、大胆な縮減を行うべきである。

その際、売上額の少ない発売団体に一定金額以上の「普及宣伝事業」費を確保することを通じ、売上比例である収益金の発売団体間の格差を均てん化する役割については、見直しを検討する必要がある。

（注）「普及宣伝事業」という現在の名称について、本検討会では、「受託銀行が直接行う広告

宣伝事業(発売に関する告知等)と混同する」等の議論があったところである。したがって、社会貢献的な役割や発売団体が共同で行う民間企業の CSR 類似の事業であることを表す名称(例えば、社会貢献広報事業、公益広報事業、共同広報事業)にすることが重要である。そこで、本報告書においては、このような趣旨を踏まえ、「社会貢献広報事業(仮称)」と記述する。

#### (1)「社会貢献広報事業(仮称)」

##### ①地方公共団体のチェック、ルール化

- 「社会貢献広報事業(仮称)」については、発売団体によるガバナンスを徹底すべきである。このため、「社会貢献広報事業(仮称)」の基本方針や実施基準の策定、効果検証を行う必要がある。
- 「社会貢献広報事業(仮称)」の対象は、発売団体の収益金の活用では達成できない、全国的に効果があり公益性の高い事業、一般市町村の事業を含めたコミュニティレベルの事業を中心に行うことが適切である。
- 「社会貢献広報事業(仮称)」の実施に係る人件費、賃料、事務費などの間接経費は、発売団体において適切にチェックを行い、より効率的な運営を行うべきである。

先に述べたように、現行の「普及宣伝事業」の実施内容の決定については、「自治体による実質的に自主性を持った公益事業が行われていないことが、国民の不信を招く原因である。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘があるが、本検討会においても、「発売団体の参画が十分ではなかったのではないか。」等の議論があったところである。

したがって、「社会貢献広報事業(仮称)」については、発売団体によるガバナンスを徹底すべきである。このため、これまでのような形式的なチェックにとどまらず、「社会貢献広報事業(仮称)」の基本方針や実施基準の策定(対象事業・団体、助成ルール、事業審査方法など)を行うとともに、実施された事業についての効果検証を行う必要がある。また、必要に応じ、より効果的な取組みとなるよう、社会貢献や公益事業に造詣の深い外部の有識者などの意見を幅広く聴きながら進めることが有意義である。

「社会貢献広報事業(仮称)」の対象となる事業については、発売団体の収益金の活用では達成することができない、国際的にも意義が認められている事業、全国的に効果があり公益性

の高い事業、一般市町村の事業を含めたコミュニティレベルの事業を中心に行うことが適切である。併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、事業そのものが直接的に社会に貢献するような事業に重点化していくことが重要である。

また、「社会貢献広報事業(仮称)」の実施に係る人件費、賃料、事務費などの間接経費についても、最小の費用で最大の効果が上げられるよう、発売団体において適切にチェックを行い、より効率的な運営を行うべきである。

## ②宝くじ資金の流れの単純化、意義の明確化、情報公開の徹底

- 「社会貢献広報事業(仮称)」においては、収益金と経費の意義を明確化し、資金の流れを単純化し、わかりやすくすべきである。
- 現行の「普及宣伝事業」のうち、以下のようなものは、廃止を含め抜本的に見直す必要がある。
  - ①発売団体の収益金が分担金として拠出されている法人に対する助成
  - ②「第三者分配」のための助成
  - ③2つの法人からの同一団体への助成
- 発売団体、受託法人、助成先法人などにおいては、「社会貢献広報事業(仮称)」の実施状況などについて積極的に情報公開を進めるべきである。

現行の「普及宣伝事業」に係る宝くじ資金の流れについては、「複雑な資金の流れを徹底して改める必要がある。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘があるが、本検討会においても、「複雑であると指摘された普及宣伝費の流れについて、すっきりさせる必要がある。」等の議論があったことについては先に述べたとおりである。

したがって、「社会貢献広報事業(仮称)」においては、収益金と経費それぞれの意義を明確化し、できるだけ資金の流れを単純化し、わかりやすくすべきである。

現行の「普及宣伝事業」のうち、以下のようなものは、廃止を含め抜本的に見直す必要がある。

### (ア) 発売団体の収益金が分担金として拠出されている法人に対する助成

発売団体から、宝くじの収益金を含めた一般財源が分担金として拠出されている法人については、その事業は当該分担金を中心に行われることが原則であると考えられるが、こ

れに加えて宝くじの経費から助成を受けることは、宝くじ資金の流れを複雑にし、わかりにくくすることになっている。

(イ) 「第三者分配」のための助成

助成金の交付を受けた公益法人が当該助成金を他の法人等の第三者にさらに助成金として分配・交付すること(「第三者分配」)については、助成先の公益法人の専門性を活用する意義を有する場合もあるが、発売団体が行う受託銀行の再委託に係る承認(当せん金付証票法第6条第5項)との関係で責任の所在を曖昧にする恐れがある。また、国から公益法人に対する第三者分配型の補助金等についても、特段の理由がない場合は解消を図ることとされており、廃止する方向で検討すべきである。(「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定))

(ウ) 2つの法人からの同一団体への助成

受託銀行から「普及宣伝事業」の委託を受けた2つの法人((財)日本宝くじ協会及び(財)自治総合センター)は、それぞれ、公益法人等が実施する社会貢献事業や地方公共団体が実施する事業に対する助成を行っており、それぞれ目的を持っているものであるが、同一の団体がこの2つの法人から助成を受ける事例があるため、資金の流れを複雑にし、わかりにくくすることになっている。

また、発売団体、受託法人、助成先法人などにおいては、「社会貢献広報事業(仮称)」の実施状況などについて積極的に情報公開を進めるべきである。

従来、受託銀行から「普及宣伝事業」の委託を受けてきた2つの法人においては、類似の助成団体の情報公開等も参考にしながら、可能な範囲で過去にさかのぼり、助成基準、助成事業実績などについて直ちに情報公開を進めるべきである。その際、それぞれの法人の設立の趣旨にかんがみ、それぞれの法人の行う事業の意義が明確になるよう、配意すべきである。

③経費全般の徹底した効率化

○「社会貢献広報事業(仮称)」は単なる前年度踏襲ではなく、真に効果的な事業を行うようにすべきである。

○効果が乏しいとの指摘のあった DVD・CD、雑誌類の発行事業、公務員や行政機関のみを対象とするような事業などについては、住民の理解の促進に寄与しているかなどの効果検

証を行い、適切に見直しを行う必要がある。

発売団体によるガバナンスの徹底とも関連するが、「社会貢献広報事業(仮称)」は単なる前年度踏襲ではなく、真に効果的な事業を行うようにすべきである。

現行の「普及宣伝事業」としての助成のうち、以下のような事業に対するものについては、住民の理解の促進に寄与しているかなどの効果検証を行い、適切に見直しを行う必要がある。

- ・ 効果が乏しいとの指摘のあった DVD・CD、雑誌類の発行事業、公務員や行政機関のみを対象とするような事業
- ・ 「普及宣伝事業」として行う機関紙等のウェイトが高い法人の事業
- ・ 人件費の占める割合が高い法人の事業

なお、現行の「普及宣伝事業」の助成は、従来から人件費等の間接経費を助成対象としていないが、「社会貢献広報事業(仮称)」においても同様の取扱いとする必要がある。

また、現行の「普及宣伝事業」の総額は、毎年度全国自治宝くじ事務協議会において決定されているが、これまで、基本的に、売上げの一定割合で固定されてきたことから、過去の売上げの大幅な増加に伴い、比例して大幅に増加してきたところである。

「社会貢献広報事業(仮称)」費は、先に述べたとおり、現行の「普及宣伝事業」費の額にとらわれず大胆な縮減を行うべきであるが、その総額の決定に当たっては、近年、宝くじの売上げが減少傾向にあることに留意する必要がある。

## (2) 発売団体事業に対する助成(発売団体助成)

- 発売団体助成については、廃止を含め抜本的に見直しを行う必要がある。原則廃止とする場合、均てん化の役割について、収益金で別途考慮するなど適切に対応する必要がある。
- 各発売団体や全国自治宝くじ事務協議会において、積極的に広報を行うことが重要である。

発売団体助成(平成21年度84億円)については、施設整備に対する助成、イベントに対する助成が中心であるが、これらの助成は、宝くじの経費により発売団体に対し宝くじ資金を還元する形になっているともいえる。また、発売団体が収益金で行っている事業との区分も不明瞭であり、発売団体助成については、廃止を含め抜本的に見直しを行う必要がある。

発売団体助成を原則廃止とする場合には、現在、全国自治宝くじ事務協議会の「普及宣伝事業検証PT」(注)において代替策の検討が進められているが、先に述べた均てん化の役割について、収益金で別途考慮するなど適切に対応する必要がある。

また、発売団体が単独で行う事業であっても、広報効果の非常に優れた先進的なものやその広報効果が当該団体のみにとどまらず幅広く及ぶようなものについては、話題性を含め全国的な効果があり広報として経費で行うことがふさわしい場合もあると考えられるため、このような事業に対する助成のあり方についても検討する必要がある。

さらに、「社会貢献広報事業(仮称)」として出直すことにより、宝くじの広報効果の水準が低下することのないよう、各発売団体においては、宝くじの収益金の使途や宝くじを活用した施設・車輛等の事業例を広報紙やホームページで積極的に周知したり、直接表示を行ったりするなどの取組みを行うことが重要である。併せて、全国自治宝くじ事務協議会においても、宝くじの意義等について、積極的に広報を行うことが重要である。

(注)事業仕分けにおいて廃止と評価された普及宣伝事業について検証を行い、宝くじの売上げ向上と合わせて見直しの方向性を検討し、その結果を平成23年度宝くじ発売事務委託経費に反映させるため、平成22年7月21日に全国自治宝くじ事務協議会の中に「普及宣伝事業検証PT」が設置された。

### (3)一般市町村事業に対する助成(一般市町村助成)

○一般市町村助成については、宝くじの発売権の代替的な性格も有しており、発売団体によるガバナンスに加え、一般市町村の参画など一般市町村の関わり方についても十分配慮すべきである。

○コミュニティに対する助成は、個人購買層に対し、すみずみまで宝くじを広報する意義を有するとともに、地域におけるコミュニティ活動を支える貴重な財源として活用されており、引き続き実施する必要性が認められる。

一般市町村助成(平成21年度94億円)については、施設整備に対する助成、コミュニティに対する助成が中心である。

これらの助成は、市場規模や発売効率等の課題があることから宝くじの発売権を有しない一般市町村に対し、宝くじの発売権の代替的な性格も有しながら助成されていることに十分配慮

すべきである。併せて、発売団体によるガバナンスに加え、一般市町村の参画など一般市町村の関わり方についても十分配慮すべきである。

仮に一般市町村助成の額が減少する場合には、減少相当額について、収益金で別途考慮するなど適切に対応すべきである。

また、コミュニティに対する助成は、自治会・町内会や文化・芸術活動、防災組織などの活動に対して助成を行うものであるが、コミュニティレベルの個人購買層に対し、すみずみまで宝くじを広報する意義を有する。さらに、一般市町村の財政が逼迫する中、地域づくりや地域におけるコミュニティ活動を支える貴重な財源として活用されている。本検討会では、「できる限り、一般財源的な収益金でこれらの行政需要をまかなうべき」との意見も出されたが、宝くじの広報としての意義や現在の一般市町村の財政の実情にかんがみると、引き続き実施する必要性が認められる。

#### (4) 公益法人等が実施する社会貢献事業に対する助成(公益法人助成)

- 公益法人助成については、発売団体によるガバナンスを徹底していくべきであり、第三者によるチェックのあり方も含めて検討する必要がある。
- 発売団体による検証の結果、公益法人助成総額については、現行の半額を目途とすべきものとされている。
- 「社会貢献広報事業(仮称)」における今後の公益法人助成のあり方については、この検証結果に沿って検討することが適当である。
- 助成のルール化、審査の厳格化にも取り組む必要がある。

公益法人助成(平成21年度54億円)については、先に述べた一般市町村助成とは異なり、発売団体が唯一のガバナンスの主体であることから、発売団体によるガバナンスを徹底していくべきであり、公益法人助成に係る基本方針や実施基準の策定等に加え、(財)日本宝くじ協会の意思決定機関や業務運営についても発売団体によるガバナンスが確保されるよう、適切に対応することが重要である。また、第三者によるチェックのあり方も含めて検討する必要がある。

現行の「普及宣伝事業」の効果については、「効果の実証のしようのない「普及費」に費やされていることは直ちに改めるべき。」(行政刷新会議ワーキンググループ)等の指摘があるが、

発売団体である全国自治宝くじ事務協議会の「普及宣伝事業検証PT」が、現行の公益法人助成について一件ごとに公益性と効果を検証し、対象事業・団体をゼロベースで見直したところである。その結果、公益法人助成総額については、現行の半額を目途とすべきであるとしている。

「社会貢献広報事業(仮称)」における今後の公益法人助成のあり方については、この検証結果に沿って検討することが適当である。

また今後は、助成のルール化、審査の厳格化にも取り組む必要がある。

助成対象となる分野・事業についても、公益性や効果の観点から検討する必要があるが、その際、本来地方公共団体が関わるべき分野かどうか、健康・医療・福祉等の時代適合性に配慮した事業かどうかという視点を考慮することも重要である。

## 2. 市町村共同事業への「助成」(収益金)の再構築

○市町村共同事業への「助成」は、一般市町村が共同で実施すべき事業について、一般市町村に交付された収益金を持ち寄って行われているものであることから、事業内容・効果などについて一般市町村によるガバナンスを強化し、市町村共同事業に対する「会費」、「負担金」として再構築した上で、事務の効率化・合理化の観点から、現行の仕組みは継続することが適当である。

先に述べたとおり、都道府県は、一般市町村の代わりに市町村振興宝くじであるサマージャンボ宝くじ・オースタムジャンボ宝くじを発売し、その収益金の全額が都道府県から一般市町村(各都道府県の市町村振興協会)に交付されている。一般市町村(各都道府県の市町村振興協会)は、収益金の一部を自らが会員である(財)全国市町村振興協会に拠出している。

(財)全国市町村振興協会は、これを財源として、全国的な視野に立って市町村の振興に資する事業(「市町村共同事業」)への「助成」を行っている。

市町村共同事業への「助成」は、「普及宣伝事業」のように経費として広報を行うものではなく、一般市町村が共同で実施すべき事業について、一般市町村に交付された収益金を持ち寄って行われているものである。

収益金の使途は地方公共団体が自主的に決定すべきものであり、したがって、収益金の使途に対する一般市町村によるガバナンスを強化していくことが重要である。

また、それぞれの「助成」の内容に応じて、現行の「助成」の意義を明確化していくことが重要である。

#### (1) 地方公共団体のチェック、ルール化

現在、(財)全国市町村振興協会においては、市町村長の代表が役員に就任しているが、本検討会において、「今までは、ともすれば実態として形式的な参画になっていなかったか。」等の議論があったところである。今後は、実質的にしかもより多くの市町村長の参画を得るなど、一般市町村によるガバナンスを強化すべきである。その際、市町村共同事業として行うべきか否か、事業内容・効果がどの程度あるかをチェックする仕組みも、あらためて構築する必要がある。

特に、事業内容・効果のチェックについては、地方公共団体で一般的に行われている、事前の事業目標・期間設定、事後の達成状況の確認、費用対効果のチェック等を導入することが重要である。

#### (2) 「助成」の意義の明確化

市町村共同事業への「助成」のうち、市町村共同事業に対する「負担金」又は共同法人の運営に対する「会費」としての性格を有するものについては、その位置づけを明確化することが重要である。

また、これらの「負担金」、「会費」相当分については、各一般市町村に収益金として交付し、それを各一般市町村が予算化して、拠出するという方法もあるが、これは事務的にも相当の負担となるものである。本検討会においても、「経費の節減・事務の合理化の観点から、(財)全国市町村振興協会が、一般市町村(各都道府県の市町村振興協会)から収益金の一部を受け入れ、それぞれの事業や法人運営に対して支払う仕組みは、一定の合理性を有するものである」等の議論があったところであり、現行の仕組みは継続することが適当である。

### 3. 発売諸経費(経費)の徹底した効率化

|                                                |
|------------------------------------------------|
| ○発売諸経費については、最小の費用で最大の効果を上げるよう、徹底して効率化を図るべきである。 |
|------------------------------------------------|

発売諸経費は、先に述べた「普及宣伝事業」費の他に、売りさばき・支払い手数料、宝くじ券の印刷・運送費、広告宣伝費など、宝くじの発売に必要な各種経費で構成されており、事務の簡素化、経理の明確化の観点から、受託銀行に対し一括して委託する仕組みとなっている（当せん金付証票法第6条第1項）。

発売諸経費についても、最小の費用で最大の効果を上げるよう、徹底して効率化を図るべきである。

そのため、発売団体においては、受託銀行に対する委託業務の執行状況の検査（当せん金付証票法第17条第2項）や、再委託先・再委託内容のチェックを形式的な財務手続のチェックから実質的な事務効率化の努力に対するチェックへと強化していく必要がある。

#### 4. 各種見直しにより生み出される財源の活用

- 各種経費の見直しにより生み出される財源については、宝くじの発売目的に沿って活用し、地方公共団体の自主財源である収益金を増加させることを基本とすべきである。
- 地方公共団体の収益金を直接増やすことと併せて、当せん金率の向上を図ることにより、見直しにより生み出される財源の一部を宝くじの購入者に還元することも重要である。これにより、宝くじの売上げの増加を通じて、地方公共団体の収益金が増えることも期待できる。
- 当せん金付証票法における宝くじの当せん金率の上限については、諸外国の当せん金率も5割前後となっていること、地方財政資金の調達が立法目的であることを踏まえ、現行の水準を維持すべきである。

以上、「普及宣伝事業」費をはじめ各種経費の見直しにより生み出される財源については、宝くじの発売目的にかんがみ、「地方財政資金の調達」に資するよう活用することを基本とすべきである。

##### （1）地方公共団体の収益金の増加

各種経費の見直しにより生み出される財源の一部については、地方公共団体の自主財源である収益金を増加させる方向で考えるべきである。

その際、先に述べたとおり、現行の「普及宣伝事業」において均てん化の役割を担っていた部分を廃止する場合には、収益金で別途考慮するなど適切に対応する必要がある。

また、宝くじ資金全体の中の一般市町村への配分額は、先に述べたとおり、宝くじの発売権の代替的な性格も有することから、現行の水準を維持すべきである。したがって、「普及宣伝事業」の見直しにより仮に一般市町村への配分額が減少する場合には、減少相当額について、収益金で別途考慮するなど適切に対応すべきである。

## (2) 当せん金率の向上

平成21年度の当せん金率は45.6%であり、諸外国の富くじの課税後ベースの実質的な当せん金率の比較では、アメリカ・ドイツ・カナダと同等の水準であり、国際的にも標準的な水準にあると言える。

このため、当せん金率の大幅な向上を図る環境にあるとは言えないが、当せん金率の向上を図ることにより、見直しにより生み出される財源の一部を宝くじの購入者に還元することも重要である。これにより、宝くじの売上げの増加を通じて、地方公共団体の収益金が増えることも期待できる。例えば、ジャンボ宝くじの一等賞金の引き上げなどできるだけ明示的にわかる形での活用が考えられる。

なお、日本の公営競技(地方競馬、競艇、競輪、オートレース)の払戻率は概ね75%となっており、課税後ベースの実質的な払戻率は58.5%(推計)となっているが、これらの公営競技は、それぞれの関係産業の振興を第一に掲げており、その立法目的を異にしている。また、同一日に複数のレースが開催され、前のレースの払戻金の相当部分が次のレース以降の投票に充てられるのが実態となっているなど、宝くじとの相違点があり、単純に一回当たりの率のみを比較することは適当ではない。

また、当せん金付証票法において、宝くじの当せん金率は、「5割に相当する額をこえてはならない」(当せん金付証票法第5条第1項)とされているが、諸外国の当せん金率も5割前後となっていること、地方財政資金の調達が立法目的であることを踏まえ、現行の当せん金率の上限の水準は維持すべきである。

## (3) その他の売上げ向上策

近年、宝くじの売上げは低迷しているところであるが、今後の売上げの向上のためには、例えば、各発売団体の首長をはじめ行政との連携を強化し、各地域における各種メディアへの露出の増加や、販売面からのアプローチを重視し、各発売団体が各地域での売上げの向上に努めることが重要である。その際、宝くじを購入する人々が、当せん金という楽しみとともに社会

に貢献することの満足感も得ることができるよう、公共心に訴える形の取組みを強化していくことが重要である。

また、大都市部以外では宝くじの売り場が限定されることから、売り場の場所の広報にも努めることが重要である。

## 5. 緊急政策課題に対応する新しい宝くじの仕組み

○地方公共団体の宝くじは、戦後、緊急に行うべき戦災復興その他の公共事業の資金調達を図るためその発売が認められたことに端を発する。

○このような宝くじの原点に立ち返り、大規模災害をはじめ緊急的な政策課題に直面する特定の地方公共団体が、より機動的に、宝くじによる資金調達をできるよう、新たな仕組みを検討すべきである。

地方公共団体の宝くじは、戦後、緊急に行うべき戦災復興その他の公共事業の資金調達を図るためその発売が認められたことに端を発する。

宝くじはこのような緊急的な政策課題への対応に必要な財源の調達手段として有効な役割を果たすものであり、近年では、阪神・淡路大震災や新潟県中越大震災の復興に寄与し、社会に大きく貢献しているところである。

そこで、安定的な財源を調達するため前年を踏襲する宝くじの発売を行うだけでなく、以上のような宝くじの原点に立ち返り、大規模災害をはじめ緊急的な政策課題に直面する特定の地方公共団体が、より機動的に、宝くじによる資金調達をできるよう、新たな仕組みを検討すべきである。

このような取り組みにより、宝くじは住民の公共心により一層訴求するとともに、低迷する宝くじ市場の活性化にも寄与するものと考えられる。

## 第五 発売団体における検討状況と今後の宝くじ改革のスケジュール

○全国自治宝くじ事務協議会においてとりまとめられた「普及宣伝事業の改革に向けた基本的方針」は、本検討会における意見と方向性を一にするものであり、今後、「宝くじの健全な発

展」、「地方財政資金の調達」に資するよう、改革が進められることを期待している。

○各種事業の見直しは、平成23年度から実施することを基本とすべきであると考えられるが、必要に応じ、一定の経過措置を設けることも検討する必要がある。

## 1. 全国自治宝くじ事務協議会における検討状況

先に述べたとおり、現在、全国自治宝くじ事務協議会において、「普及宣伝事業検証PT」が設置され、当PTの中に、発売団体向け助成事業、市町村向け助成事業、公益法人向け助成事業の3分科会が設けられ、鋭意検討が進められているところである。10月15日に開催された全国自治宝くじ事務協議会においては、「普及宣伝事業の改革に向けた基本的方針」がとりまとめられた。

本基本的方針は、本検討会における意見と方向性を一にするものであり、今後、本基本的方針に基づいて具体的な改革の内容が決定されていくこととなるが、「宝くじの健全な発展」、「地方財政資金の調達」に資するよう、改革が進められることを期待している。

## 2. 今後のスケジュール

現行の「普及宣伝事業」をはじめ各種事業の見直しは、平成23年度から実施することを基本とすべきであると考えられるが、見直し後に実施する事業については、すでに地方公共団体・公益法人等が予算編成を行う時期であることや、例年であれば助成事業の募集を終えている時期であることを踏まえ、それぞれの業務に支障が生じることのないよう、細心の注意を払って進める必要がある。その際、必要に応じ、一定の経過措置を設けることも検討する必要がある。



## 宝くじ問題検討会報告書資料 目次

1. 宝くじ問題検討会委員
2. 宝くじ問題検討会の開催状況
3. 宝くじの概要
4. 普及宣伝事業の概要
5. 市町村共同事業の概要
6. 富くじの歴史
7. 諸外国の富くじの状況
8. 他の公営ギャンブルの状況
9. 「普及宣伝事業の改革に向けた基本的方針」(全国自治宝くじ事務協議会)
10. 行政刷新会議WG評価結果

## 宝くじ問題検討会委員

### （地方財政審議会委員）

神野直彦（会長）

木内征司

佐藤信

中村玲子

松本克夫

### （地方団体代表者）

佐竹敬久      秋田県知事

矢田立郎      神戸市長（指定都市市長会会長）

岡村幸四郎    埼玉県川口市長（全国市長会財政委員長）

汐見明男      京都府井手町長（全国町村会副会長）

## 宝くじ問題検討会の開催状況

第1回 検討すべき課題等の整理（7月7日）

第2回 ヒアリング（7月29日）

○財団法人日本宝くじ協会

○財団法人自治総合センター

○財団法人全国市町村振興協会

○株式会社みずほ銀行

第3回 討論（9月17日）

第4回 討論（10月4日）

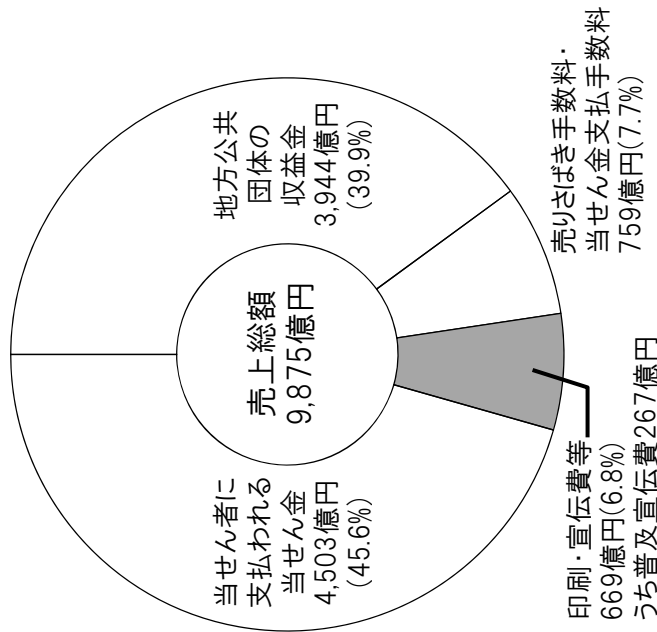
第5回 報告書の取りまとめ（11月9日）

## 宝くじの概要について（その1）

- 発売主体 都道府県及び政令市（全66団体）
- 発売根拠 地方財政法32条及び当せん金付証券法（刑法187条（富くじ発売等の禁止）の特例）
- 発売手続 発売団体の議会による発売限度額の議決、総務大臣の許可
- 収益金の帰属 発売地域の都道府県及び政令市に帰属
- 収益金の使途 発売団体が実施する幅広い事業に充当が可能。

### 宝くじ売上の使途

（平成21年度実績ベース）



#### 1 収益金（当せん金付証券法16条1項）

売上から、当せん金・手数料・印刷・宣伝費等を控除した残額

#### 2 当せん金（当せん金付証券法5条）

当せん金の総額⇒発売総額の5割以下

1枚あたりの当せん金最高金額⇒1枚あたり単価の20万倍以下

ただし、総務大臣が指定する当せん金付証券＝100万倍以下

加算型当せん金付証券＝200万倍以下

#### 3 手数料（当せん金付証券法6条3項1号、6条4項）

売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する手数料

⇒当せん金付証券につき1割を超えない範囲で都道府県知事又は指定都市市長が定める。

#### 4 印刷・宣伝費等（当せん金付証券法6条3項2号）

当せん金・手数料を除く、当せん金付証券の発売等に必要経費

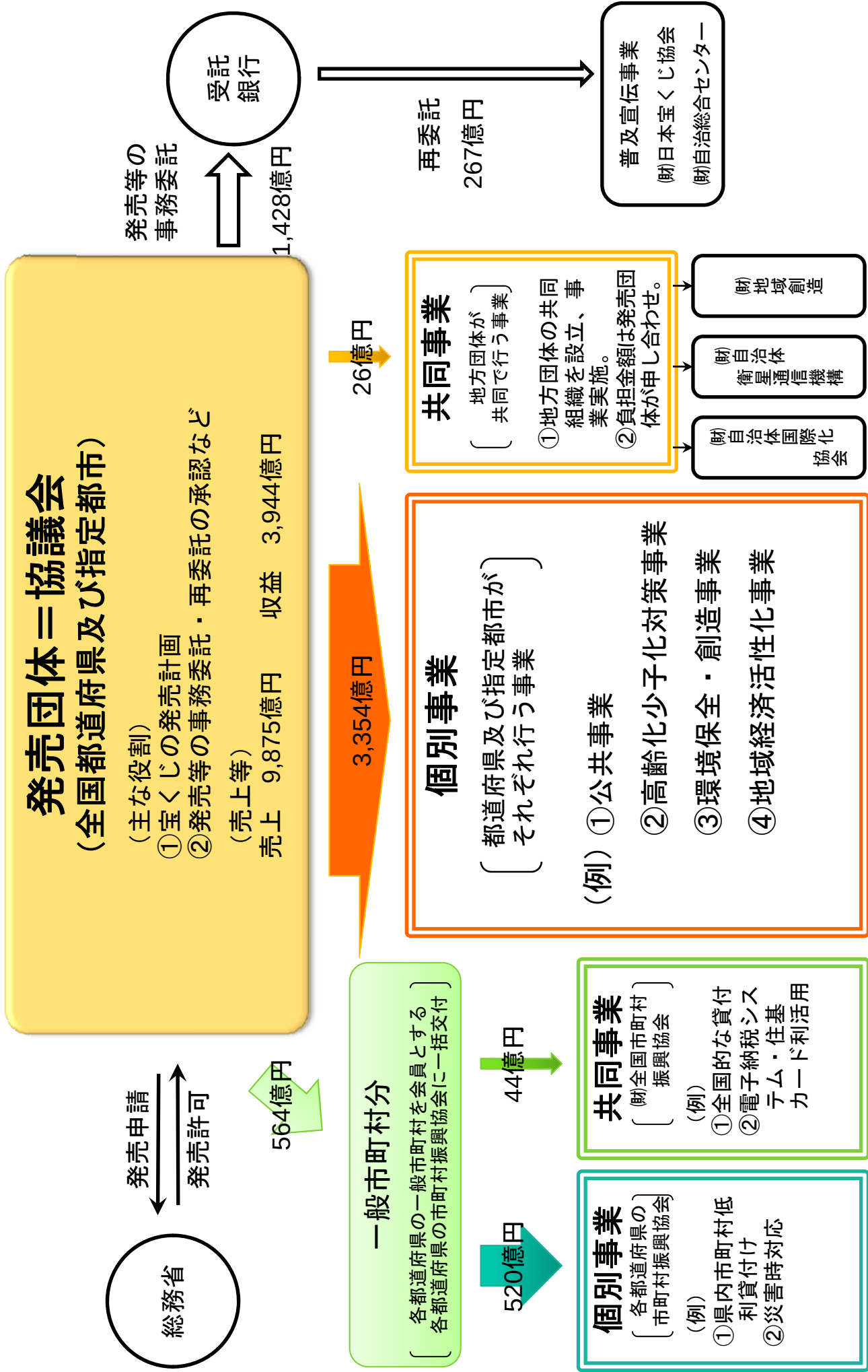
## 宝くじの概要について（その2）

宝くじ収益金の使途（平成 21 年度予算ベース）

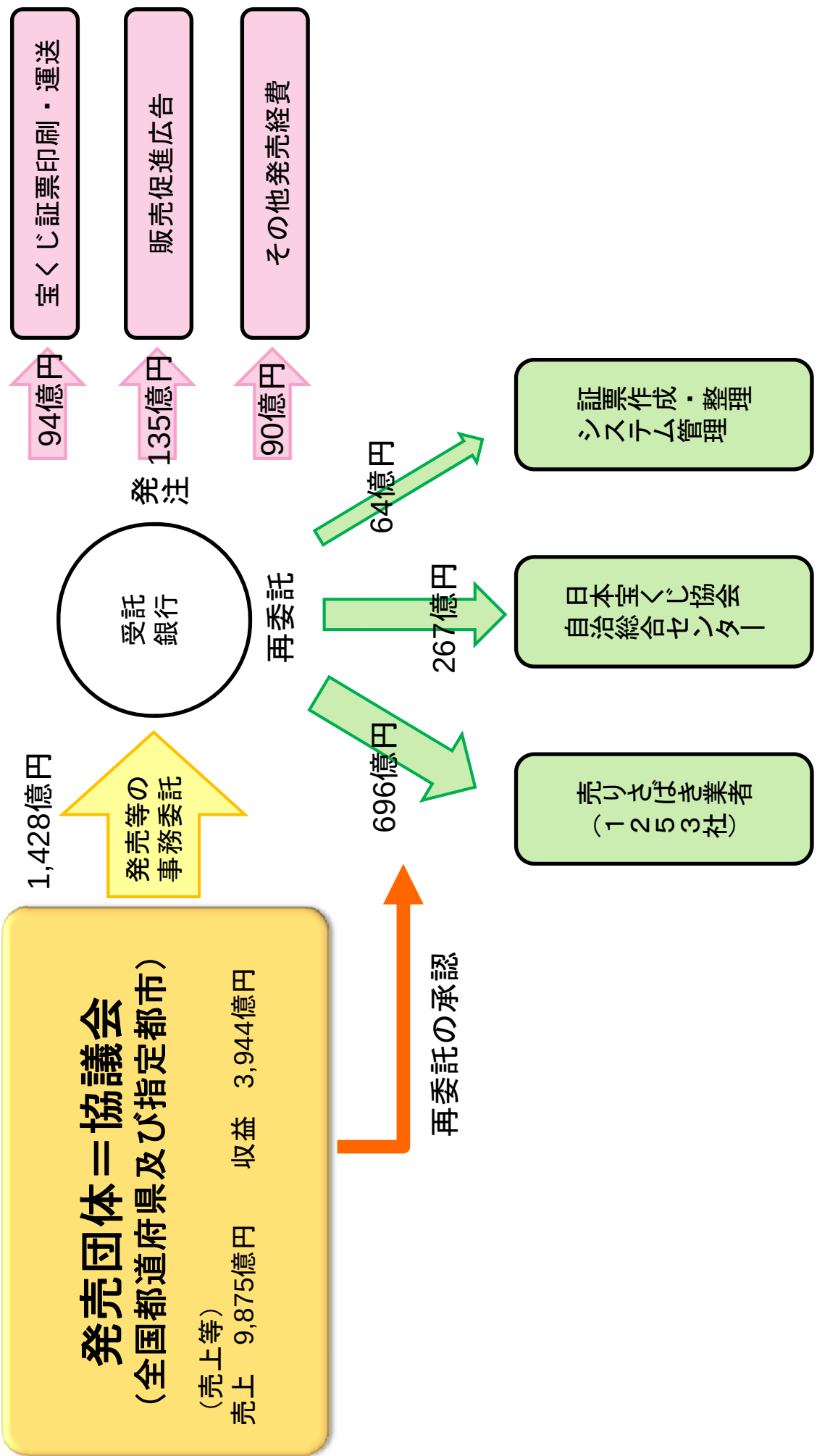
| 事業名        | 金額<br>(億円) |
|------------|------------|
| 公共事業       | 3,110      |
| 高齢化少子化対策事業 | 382        |
| 国際化事業      | 67         |
| 情報化対策事業    | 143        |
| 環境保全・創造事業  | 239        |
| 芸術文化振興事業   | 161        |
| 地域経済活性化事業  | 124        |
| 災害対策事業     | 76         |
| 社会貢献活動事業   | 6          |
| 調査研究・人材育成  | 3          |
| 合 計        | 4,311      |

宝くじの種類

|               |         |                      |
|---------------|---------|----------------------|
| 全国自治宝くじ       | ジャンボくじ  | ドリーム、サマール、オースタム、グリーン |
|               | 通常くじ    | 普通くじ、スクラッチくじ         |
|               | 数字選択式くじ | ナンバーズ、ミニロト、ロト6       |
| 東京都宝くじ        |         | 普通くじ、スクラッチくじ         |
| 関東・中部・東北自治宝くじ |         | 普通くじ、スクラッチくじ         |
| 近畿宝くじ         |         | 普通くじ、スクラッチくじ         |
| 西日本宝くじ        |         | 普通くじ、スクラッチくじ         |
| 地域医療等振興自治宝くじ  |         | 普通くじ、スクラッチくじ         |



# 発売等の事務委託の流れ



\* 数値は21年度ベース

# 宝くじの宣伝

## 1 発売告知（受託銀行）

〈主な目的〉 当該年度の売上の確保  
（短期）

〈主な手法〉 宝くじの発売告知  
（テレビ、新聞、雑誌等）



## 2 普及宣伝事業（日本宝くじ協会・自治総合センター）

〈主な目的〉 宝くじのイメージアップによる安定的な売上の確保（中長期）

刑法の特例である宝くじ発売が地方財政資金の調達に寄与することについて、住民の理解を深める（当せん金付証券法第13条の2）

〈主な手法〉 公益事業（社会福祉、社会教育、コミュニティ活動等）に対する助成

### 公益法人助成の例

- ・移動採血車（累計412台、現有299台）  
（日本赤十字社：年間3.5億円）



- ・皇居前噴水休憩所  
（財皇太子殿下御結婚記念噴水公園建設委員会：27億円（H7））



- ・パンフレット・リーフレット  
情報誌「100万人のふるさと」  
（NPO法人100万人ふるさと回帰・循環運動推進・支援センター：4万2千部）  
「親子で読める子どものための人権冊子」  
（財人権擁護協力会：26万5千部）  
消費者問題啓発ブックレット  
（社）全国消費生活相談員協会：1万5千部

- ・防犯パトロール車（累計190台）  
（財全国防犯協会連合会）
- ・胃胸部併用検診車（累計11台）  
（財全日本労働福祉協会）

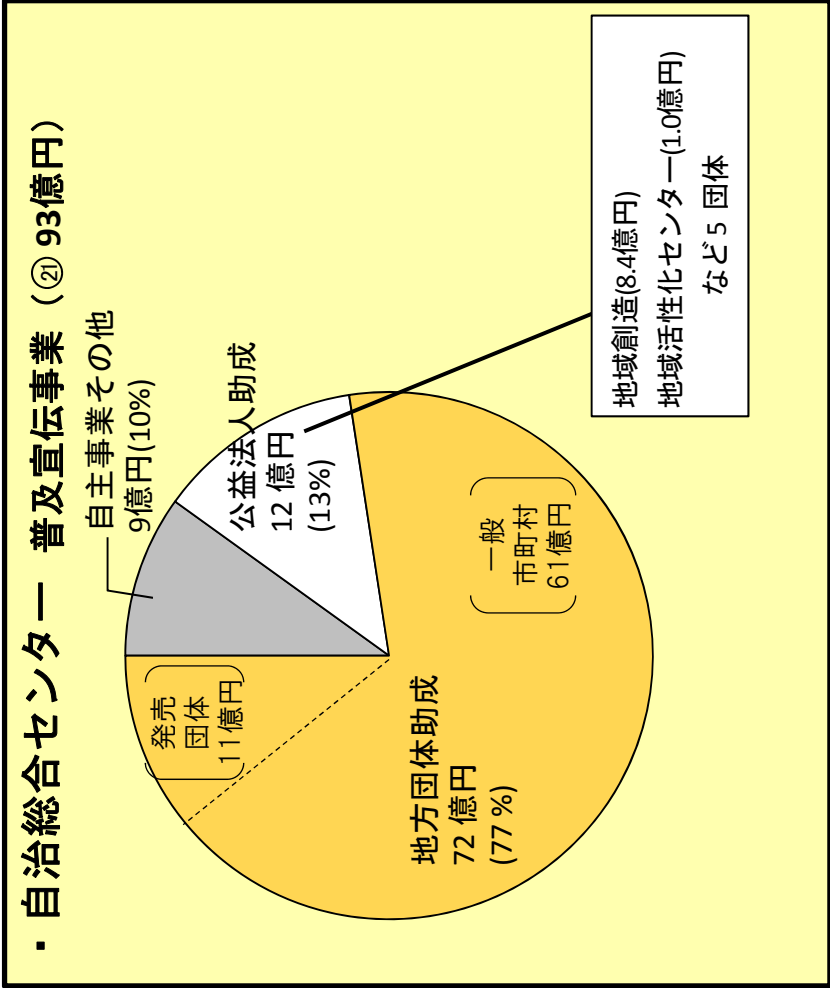
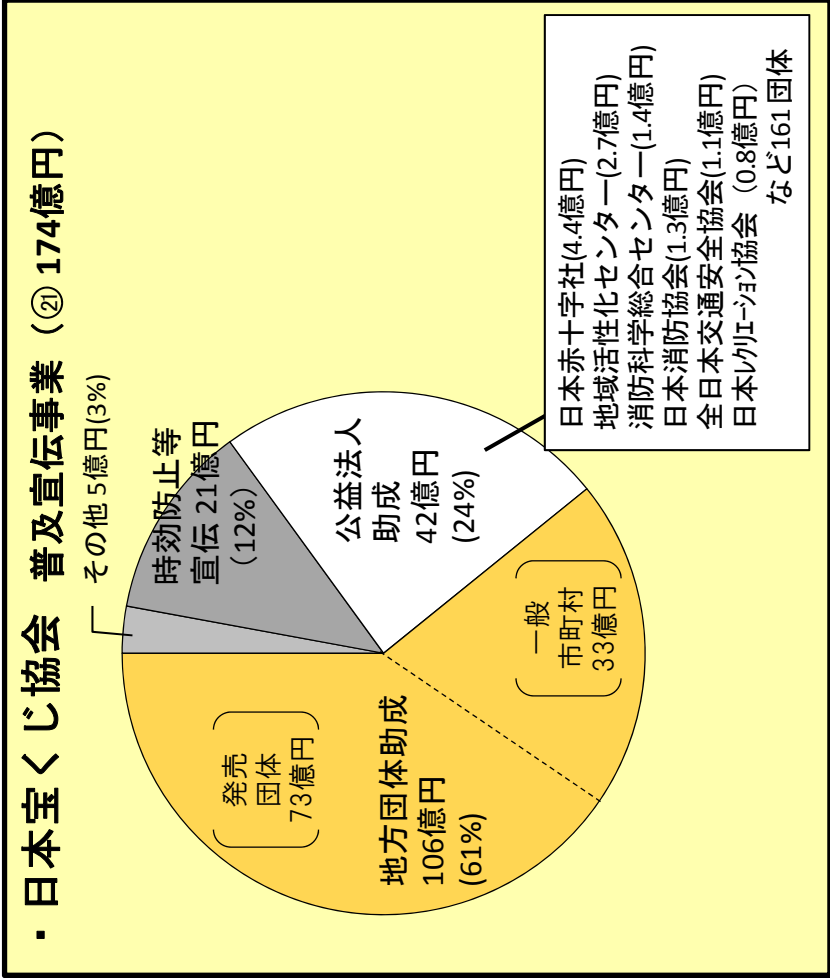
### 地方団体助成の例

- ・獣舎  
（日宝協）
- ・胸部検診車  
（日宝協）



# 普及宣伝事業（日本宝くじ協会・自治総合センター）

発売団体である都道府県・政令市の承認のもと、宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深める（当せん金付証券法第13条の2）ために、地方団体・公益法人等に対する助成等を通じて、普及宣伝事業を実施。



○普及宣伝受託  
収入の推移  
(単位:億円)

|          | 昭54 | 昭60 | 平元  | 平5  | 平10 | 平15 | 平20 | 平21 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 日本宝くじ協会  | 31  | 65  | 119 | 146 | 160 | 193 | 183 | 174 |
| 自治総合センター | 12  | 31  | 64  | 81  | 76  | 104 | 98  | 93  |
| 計        | 43  | 97  | 182 | 227 | 236 | 298 | 281 | 267 |

## 参照条文(普及宣伝事業)

### ○ 当せん金付証券法(抄)

(住民の理解を深めるための措置等)

第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証券の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証券に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

(当せん金付証券の売買)

### 第六条

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。)は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができる。

6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

### ○当せん金付証券法第6条第7項の規定に基づく再委託承認基準(平成19年8月24日全国自治宝くじ事務協議会議決)(抄)

### 3 普及宣伝関係事務

(1) 宝くじの健全な発展のための普及宣伝を行うことを目的とする公益法人であること。

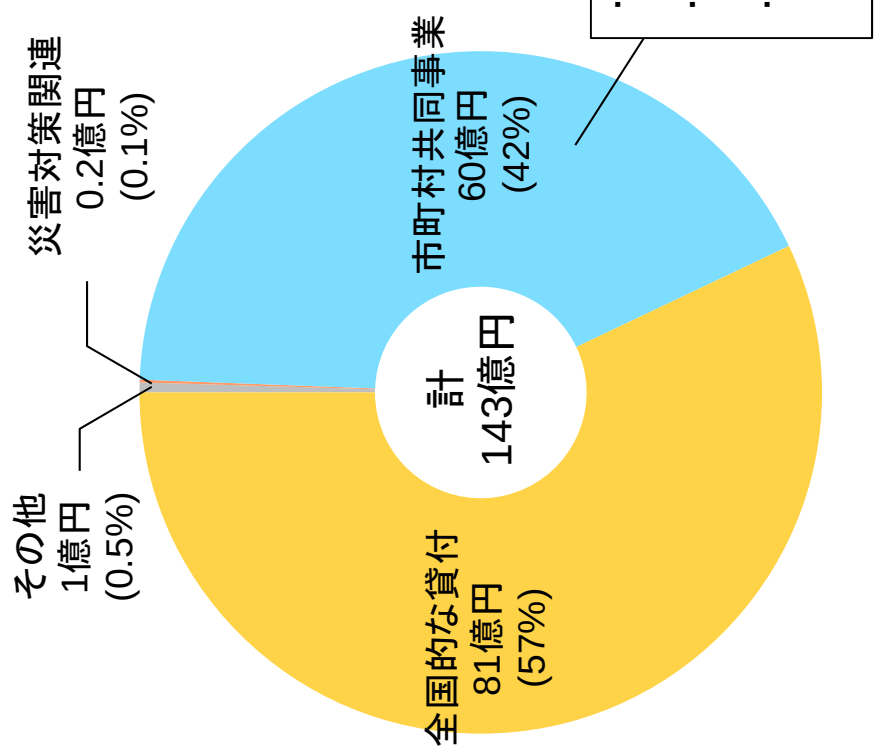
(2) 当せん金付証券法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。

(3) その他、宝くじの普及宣伝を行うことが不適当と認められる場合でないこと。

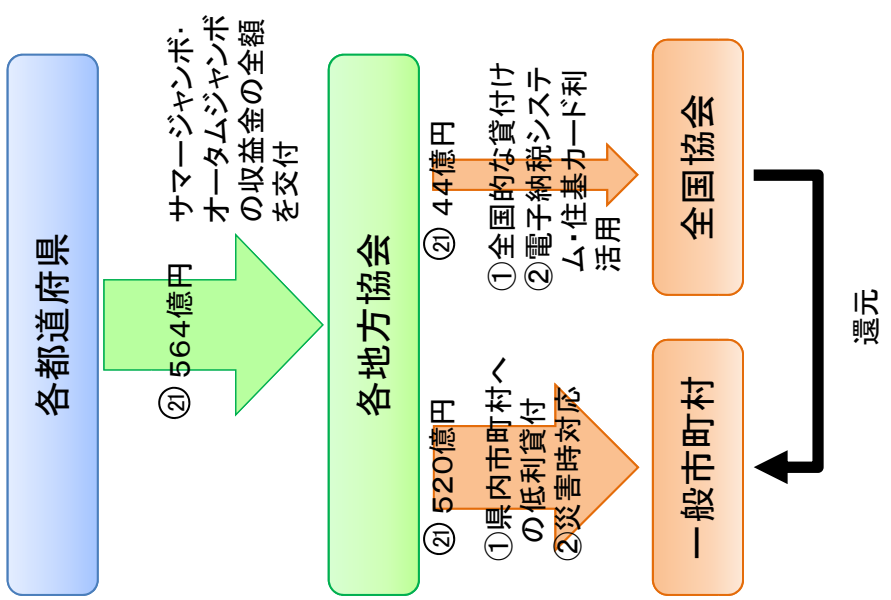
# 全国市町村振興協会と各都道府県市町村振興協会

- 各都道府県市町村振興協会（地方協会）は、全国的な視野に立った市町村共同事業等を効率的・効果的に実施するため、全国市長会・全国町村会等により設立され、地方協会を会員とする全国市町村振興協会（全国協会）に対し、サマージャンボに係る収益金の1割を納付。
- 全国協会においては、①地方協会への資金の貸付け、②電子納税システム・住基カード利活用など市町村共同事業、③大規模災害時における交付金事業などを実施。

○全国市町村振興協会の事業費支出(21年度)



(参考)宝くじの収益金の流れ



# 日本の宝くじの歴史

|   |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 起源               | ○1624年頃、 <b>摂津・箕面の瀧安寺の富会</b> （毎年正月7日間）で、名札を突いて3名に福運のお守りを授ける<br>○1692年、宝くじの流行を受けて徳川綱吉が江戸で初めて富突講、二百人講を禁止<br>○1700年頃、幕府財政が元禄以後の窮乏のため寺社を援助しなくなったことから、寺社だけでは <b>修復費用調達</b> の一方法として、 <b>宝くじの発売を許可</b> することとし、 <b>江戸・谷中の感應寺の銭富</b> を江戸幕府（徳川綱吉）が初めて公認（御免富）<br>○1730年、京都・仁和寺の建物修復のため、江戸・音羽の護国寺での富突を江戸幕府（徳川吉宗）が許可<br>○その後、隠富や影富が一時流行したものの、1796年、徳川家斉が影富禁止<br>○1811年、幕府（徳川家斉）は富興業を <b>都市の繁栄に利用</b> するとともに <b>興業利益を独占</b> するため、目黒の瀧泉寺、湯島天神の宝くじを許可し、これらは谷中の感應寺とあわせて「江戸の三富」と称される<br>○この頃、幕府の御免富以外に、各地で宝くじが行われていた                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2 | 国内での広まり          | ○1842年、天保の改革（徳川家慶）により <b>富突全面禁止</b><br>○1868年、太政官布告により、 <b>富興行が厳禁</b><br>○1882年、旧刑法施行<br>○1906年、対岸の中国本土から正貨を吸い上げるとともに <b>台湾総督府</b> における財政不足を補うため、慈善、衛生、廟社保存を目的とする事業のために <b>台湾彩票</b> が発売開始（翌1907年発行中止）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 | 社会問題<br>化、衰退、廃止等 | ○1937年（昭和12年）9月、臨時資金調整法が施行し、時局産業用と公債消化の資金確保のため、日本勧業銀行に貯蓄債券を発行させる等が規定され、1942年（昭和17年）に第一回戦時（特別）貯蓄債券が発行。以降、同法の改正により報国債券、貯蓄券、福券（いわゆる戦時債券）が発行されるとともに割増金附預金の募集が開始<br>○その後、インフレーションの高まりの中で国民の貯蓄心の低下が著しく、福券などの売行きは不振である上に人手不足のため発券事務を簡素化する必要がある一方で拡大一途の戦費の調達目的もあって富籤発行の機運が上昇<br>○1945年（昭和20年）4月、政府は <b>浮動購買力を吸収して軍事費の調達</b> を図るため、臨時資金調整法を改正し、 <b>政府くじが発売可能</b> に<br>○1945年（昭和20年）7月、政府くじである宝くじ（勝札）が発売（10円、1等：10万円）<br>○1945年（昭和20年）10月、政府は戦後の激しいインフレ防止のため浮動購買力吸収の必要性が大きくなったことから、「宝くじ」という名称で発売<br>○1946年（昭和21年）6月、和歌山県復興宝籤（和歌山県民復興資金協会の寄付5円がついた政府籤）が発売<br>○1946年（昭和21年）10月、 <b>戦災によって荒廃した地方自治体の復興資金調達</b> をはかるため、臨時資金調整法を改正し、 <b>各都道府県が独自で宝くじ</b> を発売可能に<br>○1946年（昭和21年）12月、福井県が最初の地方くじ「ふくふく籤」を発売<br>○1948年（昭和23年）4月、戦時立法であって公正な自由競争を妨げる、官僚が権力を揮って統制する弊害があるなどして <b>連合軍総司令部の要求</b> により、 <b>臨時資金調整法を廃止</b><br>○1948年（昭和23年）7月、 <b>インフレーションの高進を抑制</b> するため、現下の国民の射倖的な心理をつかんだ購買力吸収手段もまた十分に認められるべきものと考えられること、 <b>政府の財源獲得の一助</b> ともなり得ること、 <b>都道府県</b> においては一般財源または公債によりがたい <b>事業の財源獲得手段</b> として、本制度の再現を期待していること等に鑑み、当分の間従来に引き続いて宝くじ制度を存置する考えのもとに、その根拠法律である <b>当せん金付証券法</b> を公布、施行<br>○1949年（昭和24年）5月、当せん金付証券法を改正し、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市の五大市が独自で宝くじを発売可能に<br>○1949年（昭和24年）12月、当せん金付証券法を改正し、内閣総理大臣が指定する戦災都市が独自で宝くじを発売可能に<br>○1954年（昭和29年）4月、 <b>政府くじを廃止</b><br>○1954年（昭和29年）12月、全国自治宝くじが誕生<br>○1955年（昭和30年）4月、全国自治宝くじ事務協議会が発足<br>○1959年（昭和34年）4月までにその後の経済復興とともに各地域における地方くじの連合の動きが加速し、5つのブロックの原型ができる<br>○1959年（昭和34年）12月、東京オリンピックマーク入り宝くじが発売（～1964年（昭和39年）10月まで）<br>○1964年（昭和39年）4月、日本宝くじ協会設立<br>○その後、日本万国博覧会、札幌冬季オリンピック、沖縄海洋博覧会などの国家的事業に協賛する宝くじが発売<br>○1974年（昭和49年）4月、自治医科大学の整備資金調達を目的として「地域医療等振興自治宝くじ（旧称：へき地医療振興自治宝くじ）の発売開始<br>○1977年（昭和52年）4月、自治総合センター設立<br>○1979年（昭和54年）4月、全国市町村振興協会及び各都道府県市町村振興協会が設立<br>○1979年（昭和54年）8月、ジャンボ宝くじの発売開始（サマージャンボ（市町村振興宝くじ）・1等：2000万円）<br>○1984年（昭和59年）2月、国土緑化推進運動の一環として「緑化宝くじ」を発売開始、1986年（昭和61年）2月から「グリーンジャンボ」に愛称変更<br>○1985年（昭和60年）5月、 <b>当せん金付証券法を改正</b> し、最高当せん金額の引上げ（自治大臣が指定する場合は20万倍）、住民の理解を深めるための措置等が盛り込まれる。<br>○1998年（平成10年）10月、議員立法により <b>当せん金付証券法が改正</b> され、加算型当せん金付証券の導入、最高当せん金額の引上げ（20万倍（←10万倍）、自治大臣が指定する場合は100万倍（←20万倍）、加算型当せん金付証券で加算金があるときは200万倍（新設））、発売等の再委託、発売主体に対する再委託の承認基準の作成とその公表の義務づけ等が盛り込まれる<br>○1984年（昭和59年）11月にインスタントくじが、1994年（平成6年）10月にナンバーズが、1999年（平成11年）4月にミニロトが、2000年（平成12年）10月にロト6が、2001年（平成13年）6月にスクラッチが発売開始 |
| 4 | 現代のくじとしての発展      | ○2001年（平成13年）9月、オータムジャンボ（新市町村宝くじ）が発売開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

# 主要国の富くじの歴史

| 国名(売上)         | アメリカ(50,710億円)<br>(ニューヨーク州(6,251億円))                                                                                                                                  | イタリア(27,968億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 中国(除く香港)(17,757億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | スペイン(16,302億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | フランス(12,113億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起源           | ○1966年に州憲法が改正され、州による富くじの発売が認められ、翌67年に富くじが発売開始<br>○富くじの収益金は、州法により <b>学校教育の</b> ためだけに使用                                                                                 | ○1570年代に、ジェノヴァ共和国において元老院議員をくじにより選出する際に市民達が賭けるようなり、金集めのためにジェノヴァ・ロトが誕生                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○3000年程前に <b>万里の長城建設のために</b> 富くじ(キノ)が発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ○1763年に、カルロス三世が出した勅令に基つき、 <b>病院、救貧院、その他国の公共施設の資金調達のために</b> 国営富くじ(ロト)が発売開始<br>○富くじが国の独占事業であることを明確化するために外国の富くじの国内での販売を禁止<br>○1812年、カディスにおいて <b>ナポレオンの侵略を防ぐための基金を市民に新しい税金を課さないで調達するために</b> 国営富くじ(普通くじ)が発売開始                                                                                                                                                                                                                                                                            | ○1444年に、ブルゴーニュ地方レコルセで <b>募金の代わり</b> に、1466年にブルジェスにおいて <b>貧民の救済目的で</b> 、1520年にフランシス一世が <b>国家財政のために</b> くじを発行するとともに、富くじ役所を建設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 国内での広まり      | ○1970年に、従来1枚1ドルで記名式だった富くじが、1枚50セントで無記名式に変更                                                                                                                            | ○ジェノヴァで誕生したロトは、次第にイタリア全国に広がり、さらにヨーロッパ諸国に普及                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ○唐代には富くじの最初の記録が残存しており、1885年までは散発的ではあるが富くじは途絶えることなく発売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○1818年にクリスマスクじの始まりとされる普通くじが発売開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ○16世紀のフランソワ王朝時代以降、2世紀にわたって <b>宗教又は慈善のための資金調達のために</b> 各王朝が富くじを発行<br>○1776年に、ルイ16世が <b>財源目的</b> で本格的な国営富くじである王室富くじを創設するとともに、孤児富くじ及び慈善事業富くじを除くすべての私的富くじを制限し、独占権を掌握<br>○1779年に、憲法制定議会は私的富くじについてすべての制限を一旦解除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 3 社会問題化、衰退、廃止等 | ○1975年に、コンピュータ・プログラムのミスにより、重複した富くじ券が発売されるなど、富くじの運営に疑義が生じたため、約1年間富くじの発売が中断<br>○この間、旧富くじ法が廃止                                                                            | ○1863年に、国庫が深刻な窮乏状態にあったことから、国の利益のために運営されるロトの基本的な法律が制定されたものの、ロトの社会的弊害を懸念する勢力も強く、ロトの発行運営は暫定的に                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ○1886年に、清朝政府は富くじを禁止したものの、小規模ながらギャンブルは引き続き盛んに行われる<br>○中華人民共和国の成立(1949年)とともに、富くじは共産主義国家体制となじまないことから、一切のギャンブル、富くじは禁止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ○フランス革命政権は、富くじが旧体制の象徴とみられるとの理由で、国営、私営を含めすべての富くじを禁止<br>○1804年に、ナポレオン一世は帝国富くじを再興したものの、1836年に、フランス富くじは廃止され、 <b>慈善事業又は芸術振興等の後援</b> に資金提供することを目的とした私的富くじのみが認められた                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○フランス革命政権は、富くじが旧体制の象徴とみられるとの理由で、国営、私営を含めすべての富くじを禁止<br>○1804年に、ナポレオン一世は帝国富くじを再興したものの、1836年に、フランス富くじは廃止され、 <b>慈善事業又は芸術振興等の後援</b> に資金提供することを目的とした私的富くじのみが認められた                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4 現代のくじとしての発展  | ○1976年に「現行の教育のためのニューヨーク州富くじ法」が制定され、富くじの発行が再開<br>○1976年にインスタントくじが、1978年にロトが発売開始<br>○1980年にロトにオンライン方式が導入されるとともに、ナンバードゲームの発売開始<br>○その後、ナンバード及びロトの改良が進むとともに、1990年にキノが発売開始 | ○1938年に法改正が行われ、抽せん地の増設や新たな商品の追加等が行われたとともに、ロトが恒常的に発行運営。また、国家専売局が設置され、普通くじが発売開始<br>○1955年に富くじ基本法が制定され、現行の普通くじはこれに基づいて発行運営<br>○1987年に、ロトの売上高が大幅に落ち込んだことから法改正が行われ、それまでの国の出先機関でのみ販売されていたロトの販売が民営化<br>○1994年に9つの団体の事業連合組織(ロトマティカ)が結成され、政府はロトの業務のオンライン化を承認し、ロトの発行運営がロトマティカに全面的に委託<br>○1958年にはエナロトが、1994年には国家専売局によりインスタントくじが、1998年にはスーパーエナロトが発売開始されるとともに、1992年から取扱手数料を徴収<br>○普通くじ、インスタントくじの発行運営をロトマティカ社等に委託 | ○1978年の中国改革开放政策実施を経て、次第に経済政策の転換がなされるなかで、富くじはいわばチャリティー事業の発展したものであるとして認知<br>○1987年に中国政府は <b>社会福祉関係のプロジェクト資金集めの手段</b> として奨券(賞品付富くじ)を発行し、そのために中国社会福祉賞品付募金委員会が設立。同年、国務院により中国社会福祉賞品付募金券発行センターが富くじ発行・運営機関として公認され、普通くじが発売され、翌88年にインスタントくじも発売開始<br>○1994年に、第2の富くじ発売団体として中国体育富くじ管理センターが設立、全国ベースでの <b>体育</b> くじが発売開始<br>○1998年に、全国的なコンピュータシステムを使ったロト型の体育富くじが江蘇省において最初に発売<br>○2000年以降、本格的なコンピュータネットワークの構築を推進<br>○2002年に、売上げの急上昇に伴い、富くじに関する統一規則である富くじ発行と販売に関する暫定管理規定を制定<br>○2002年に、ナンバードズの発売開始<br>○その後、ロト及びインスタントくじの改良が実施 | ○1938年に、 <b>視覚障害者の福祉向上の資金調達のために</b> 民営富くじ発行機関としてスペイン視覚障害者全国機構が創立され、普通くじが発売<br>○1956年に、富くじに関する一般規則が制定<br>○1985年に、国営富くじ及びゲーム公社が設立され、それまで大蔵省富くじ事業局が運営していた普通くじと慈善スポーツくじ団体が運営していたサッカーくじを合わせて発行運営<br>○1985年に、120年ぶりにロトが復活<br>○1987年に、カタルニア州が州の富くじを取り扱う同州政府の機関であるロト・カタルニアを設立し、インスタントくじが発売開始。さらに、同年オンラインシステムが整備され、カタルニア州独自のロトが発売開始<br>○1994年から販売網の再編・整備が進められ、基幹販売店はすべての国営富くじを販売<br>○2000年に、国営富くじ及びゲーム公社は富くじ及びゲーム会社となり、国営会社化<br>○その後、単価及び売上金の配分方法の変更、賞金の非課税化、ロト及び普通くじの改良、ナンバードゲーム、キノ及びビンゴの導入 | ○1930年に、政府は <b>消防用装備の購入のための</b> 富くじを公認し、このとき富くじの公的、社会的有用性の認識が高まり、1933年に、財政法により現在のフランス富くじの基となる国営富くじ(普通くじ)が創設され、 <b>退役軍人の年金資金及び農業災害救済資金に</b> 充当されるとともに、国営富くじの運営管理は財務省に設置された国営富くじ局で実施<br>○1960年代から70年代にかけて競馬との競合が起こり、顧客が流出したために、売上げが横ばいになり大きな伸びが期待できない状況になったことから、1974年に、12の民間団体が共同して国営富くじ振興協会を設立し、1976年にロトが発売開始<br>○1979年に、普通くじの発売機関である国営富くじ局とロトの発売機関である国営富くじ振興協会を統合し、国営富くじ及び国営ロト協会を設立<br>○1986年に、ヨーロッパで初めてロトのオンライン化を実施<br>○1980年代後半頃から富くじの売上げが鈍化してきたため、富くじの多角化戦略を展開し、積極的に新種くじが導入(1984年にはダブルチャンスくじ、1987年にはナンバードゲーム、1990年にインスタントくじ、1993年にはキノ、1999年にはビンゴTV)されるとともに、ロトの改良、普通くじの廃止等を実施<br>○1989年に、国営富くじ及び国営ロト協会の業務拡大に伴い、フランス・ロトに改組。その後、1991年に、フランス・ロトはフランスゲーム公社に改組 |

出典:「主要国の富くじ要覧Ⅱ(北米編)」、「主要国の富くじ要覧Ⅲ(アジア、大洋州編)」、「欧州諸国富くじ制度視察調査会報告書 フランス、ドイツ、オーストリア」、「欧州諸国富くじ制度視察調査会報告書 ス페인、ベルギー、フィンランド」、「欧州諸国富くじ制度視察調査会報告書 ノルウェー、フランス、イタリア」(以上、財団法人日本宝くじ協会)、ヨーロッパにおけるゲーミング(財団法人社会安全研究財団)

売上は、La Fleur s Magazine March/April 2010による2009年売上。なお、ドルペーアの額を2009年末のレート(1ドル＝92.25円)で円に換算している。

# 主要国の富くじの歴史

|                | ドイツ(10,729億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | イギリス(7,840億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | カナダ(6,494億円)<br>(ケベック州(1,647億円))                                                                                                | スウェーデン(1,781億円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起源           | ○1470年にアウグスブルグにおいて普通くじの類が発行<br>○1521年にアスナブルックにおいて州営くじが発売<br>○1614年に、都市国家ハンブルグにおいて <b>家のない人達の宿所を建てる基金を作るために</b> 最初の公営富くじが発売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ○1569年に、女王エリザベス一世により、 <b>植民地バージニアを支援するためや重要な軍港であったシンク港の修復資金調達のために</b> 国営富くじが発行<br>○1627年、31年、89年には <b>給水設備建設のために</b> 国営富くじを発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ○カナダ連邦刑法の改正を受けて、ケベック州議会は1969年、ケベック富くじ・競馬公社に関する法律を可決し、州政府全額出資のケベック富くじ・競馬公社(ロト・ケベック)が設立<br>○1970年にロト・ケベックが普通くじを発売開始               | ○1757年に <b>グスタフ二世アドルフの像を建立する資金を得るために</b> 富くじが発行<br>○その後10数年にわたり、特別の目的のための富くじが発売                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2 国内での広まり      | ○1703年に、プロイセンで現在のようなクラスくじの形式を取る富くじが発売<br>○1721年に、ハンブルグにおいてクラスくじが発行されるとともに富くじの販売を業とする「富くじ販売人」が誕生<br>○1735年に、バイエルンにおいて初めてドイツロトが導入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ○その後、多くの国営富くじが公共目的で発行されたが、私的な富くじも盛んに発行され、社会的弊害も発生するようになったため、1698年に法律が制定され、国や公共目的の富くじでも議会の承認が必要に<br>○18世紀には、 <b>財政資金調達のために</b> 多くの国営富くじが発行されるとともに、 <b>1739年のウエストミンスター橋建設や1753年の大英博物館の美術品購入などの特定の目的のために</b> 発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                 | ○1771年に、「ジェノアくじの開始宣言」が出され、1773年に収益金を <b>公共の利益のために</b> に役立てるよう定められた「ロイヤルナンバーくじ」が発売開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3 社会問題化、衰退、廃止等 | ○1736年に、フリードリッヒ大王により、それまで各州で発行されていた富くじがすべて <b>国営</b> に統一<br>○19世紀に入り「富くじは社会的に危険なギャンブル」という風潮が強まり、1872年にクラスくじ以外は禁止され、富くじ熱は第2次世界大戦まで衰退                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ○18世紀末より富くじによる非合法行為や社会悪が発生したため、国営富くじにも反対の声が強くなり、1823年富くじ法が制定され、同法の規定にあったもののみ発行が認められることとなり、1826年に <b>国営富くじは廃止</b><br>○国営富くじ廃止後、芸術組合、スポーツ団体、慈善団体、地方自治体などによる小型くじが小規模発行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                 | ○1840年に、公衆道徳によって有害との風潮が生じ、終了                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                | ○1937年に国が制定した「公営富くじ及び賞品くじの認可に関する法律」に基づき、1945年から西ドイツにおいて各州に富くじの発行権限が認められ、1950年代中頃までには西ドイツの全州に認められた<br>○1946年にバイエルンで戦後最初の富くじ(インスタントくじ)が発売<br>○1947年に南ドイツクラスくじ公社及び北西ドイツクラスくじ公社を設立し、クラスくじの発売が開始<br>○1955年に、4州共同でロトが発売開始<br>○1959年に、販売面でのスケールメリットを活かすため、ドイツ・ロト・トトロックを結成し、西ドイツ全州が共同で発行運営<br>○その後、ロトの賞金最高限度額の引上げ及び廃止、単価の値上げ、ロトの改良等随時新機軸を打ち出してロトの人気を持続<br>○1970年に、 <b>72年に開催されるミュンヘンオリンピック及び74年に開催されるサッカーワールドカップの資金調達のために</b> 普通くじが発売開始<br>○その後、普通くじ及びインスタントくじが改良<br>○東ドイツにおいては、1991年までに5州すべてが富くじ管理組織を設立し、1993年までには西ドイツの富くじを導入<br>○1994年に、ヘッセン州においてオンライン・ネットワークの完成を皮切りに90年代後半にかけて各州においてオンライン化が進行 | ○1846年に芸術組合法が制定され、任意団体である芸術組合が政府の許可を受けて <b>組合員に芸術品を分配するため</b> 、富くじの発行が認められる<br>○1934年に、賭博及び富くじ法が制定され、私営くじと小型公共くじが合法化<br>○1956年に、小型くじ及びゲーム法が制定され、慈善、スポーツその他の団体が初めて一般を対象に富くじを発売することが認められる<br>○1975年に、富くじ法が制定され、地方自治体の富くじ発行が認められ、翌76年に富くじ及び娯樂法が制定され、従来の富くじや賞品付娯樂に関する法律が一本化<br>○1977年に、富くじ規則が施行され、イギリスの国営以外の富くじはすべてこの富くじ及び娯樂法及び富くじ規則により発行運営<br>○1979年に、イギリスの富くじ団体が結集し、連合組織としてイギリス富くじ協議会を結成<br>○1991年に、ゴールデン・グリッド会社が全国的な規模のインスタントくじの発売開始<br>○1993年に国営富くじ等に関する法律が制定され、国営富くじ局が設置。翌年キャメロット・グループ会社に国営富くじの発売を許可し、ロトの発売が開始<br>○1995年にはインスタントくじが発売開始、その後、ロトの改良等が実施 | ○1977年にインスタントくじが、1978年にロトが、1979年にナンバーズが、1982年に他州と共同で全国くじロトが発売開始<br>○その後、1989年にキノが、1990年にアドオンゲームが、1994年にビデオ富くじが発売開始されるなど新しいくじが導入 | ○1897年に、 <b>ストックホルム芸術産業博覧会の資金調達のために</b> 普通くじが発売開始され、富くじデイスパッチ事務所が民営で設立<br>○その後、収益金を特別の用途に充てるため、「 <b>北欧博物館くじ</b> 」「 <b>劇場くじ</b> 」「 <b>スタジアムくじ</b> 」などが政府の認可を得て民間主催で発売<br>○1938年にスウェーデン議会は富くじ事業の国営化を決定し、富くじデイスパッチ事務所をスウェーデン・ペニング富くじ会社に改組し、国営富くじを発行運営<br>○1954年に、 <b>王立劇場再建の資金調達のため</b> 、美術・劇場くじがペニングから発売され、その収益金は古い建物の修復、演劇、音楽、美術、文学などの文化芸術活動への補助金に充当され、1981年に文化くじに変更<br>○1968年に、ペニングは抽せんをコンピューター化<br>○1970年にナンバーくじ、71年にはダブルチャンスくじを導入したもの1979年にナンバーくじは廃止、ダブルチャンスくじも変更<br>○1980年に、予測ゲーム会社がロトを発売、84年にはロトやトトに付随する普通くじを、94年にペニングを、96年にビデオくじを導入。95年に全販売店のオンライン化が完成、その後ロトの改良を実施<br>○1992年に、ヨーロッパの他のトト会社と共同でマルチ富くじであるヨーロッパ予測プロジェクトを発足、翌93年に北欧5カ国共同でロトを発売<br>○1984年に、ペニングにおいて <b>スウェーデンの平和運動の資金調達のため</b> の「平和くじ」を発行、86年にはインスタントくじを発売開始、88年にはヨーロッパ8カ国が参加したヨーロッパくじが発売、89年にはオンラインシステムを導入し、92年にはキノ及びカードゲームを発売開始(カードゲームは96年に廃止)<br>○1989年にペニングロト団体が設立され、ペニングロトの発売開始、収益はスポーツ組織に使用<br>○1996年にペニングと予測ゲーム会社の統合を決定、翌97年にスウェーデン・ゲーム公社が発足 |

出典:「主要国の富くじ要覧Ⅲ(ヨーロッパ編)」、「主要国の富くじ要覧Ⅳ(アジア、大洋州編)」、「欧州諸国富くじ制度視察調査会報告書 フランス、ドイツ、オーストリア」、「欧州諸国富くじ制度視察調査会報告書 イタリア」(以上、財団法人日本宝くじ協会)、ヨーロッパにおけるゲーミング(財団法人社会安全研究財団)

売上は、La Fleur's Magazine March/April 2010による2009年売上。なお、ドルベースの額を2009年末のレート(1ドル=92.25円)で円に換算している。

未定稿

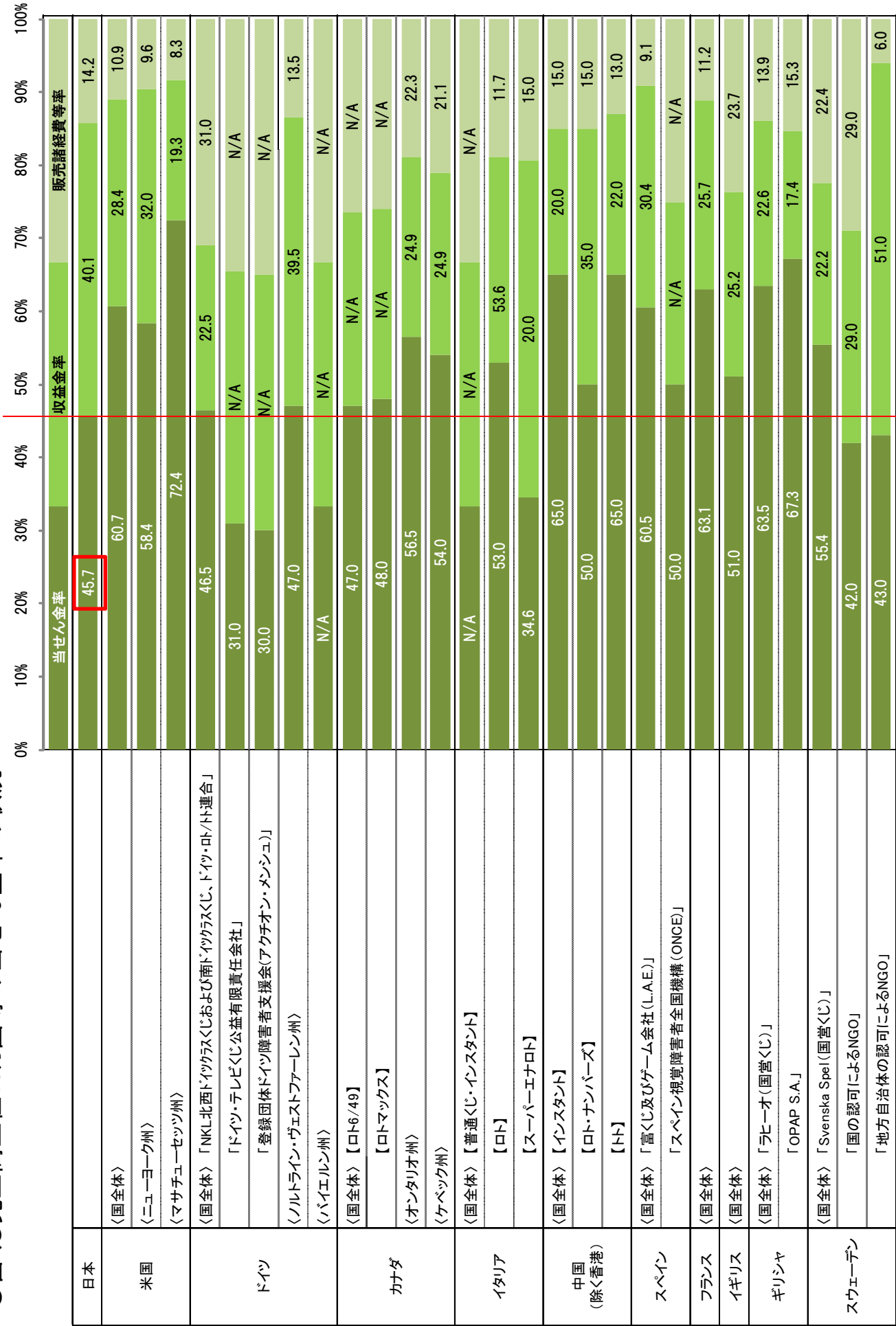
諸外国の富くじ制度の概要

| 国            | 売上                                | 発行権限         | 主な発売団体                                                | 主な目的                            | 主な使途                                | 備考                               |
|--------------|-----------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 日本           | 9,875億円                           | 都道府県<br>指定都市 | 都道府県<br>指定都市                                          | 地方財政資金の調達                       | 地方一般財源                              |                                  |
| 米国           | 530.6億ドル<br>(45,690億円)            | 州            | 各州の宝くじ団体                                              | 州の財政資金の調達                       | 教育関連資金                              | マサチューセッツ州は州内地方自治<br>体に収益金の大部分を交付 |
| ドイツ          | 98.0億ユーロ<br>(10,674億円)            | 州            | ドイツ・ロト/トト連合<br>NKL北西ドイツクラスくじ<br>南ドイツクラスくじ<br>各州の宝くじ会社 | 公益のための資金調達                      | スポーツ、社会福祉、文化、環境                     |                                  |
| カナダ          | 93.2億カナダドル<br>(7,666億円)           | 州            | 各州の宝くじ法人                                              | 州の財政資金の調達                       | 医療、教育、社会保障、環境保護、芸術文化、スポーツ、慈善事業      | 州連携の富くじは各州の売上に比例<br>して配分         |
| イタリア         | 230.4億ユーロ<br>(25,095億円)           | 国            | イタリア宝くじ協会<br>ロトマテイカ<br>シンサル                           | 公益のための資金調達                      | 社会福祉、文化事業、スポーツ振興、<br>シチリア州財政資金      |                                  |
| 中国<br>(除く香港) | 1,060.1億元<br>(13,145億円)           | 国            | 中国福利彩票発行管理センター<br>国家体育总局体育彩票管理センター                    | 社会福祉のための資金調達<br>体育・健康増進のための資金調達 | 社会保障基金、公益事業、高齢者扶<br>助、障害者扶助<br>体育事業 | 収益金は50:50の割合で中央政府と地<br>方政府に配分    |
| スペイン         | 118.2億ユーロ<br>(12,874億円)           | 国            | 富くじ及びゲーム会社 (L.A.E.)                                   | 国の財政資金の調達                       | スポーツ振興、赤十字、対がん協会、<br>視覚障害者支援機構への助成  |                                  |
| フランス         | 100.0億ユーロ<br>(10,892億円)           | 国            | フランスゲーム社                                              | 公益のための資金調達                      | 公益事業、助成事業の運営                        |                                  |
| イギリス         | 51.5億ポンド<br>(6,997億円)             | 国            | キャメロットグループ株式会社                                        | 公益のための資金調達                      | 地方財源、スポーツ奨励、芸術品購<br>入、環境又は青少年プロジェクト |                                  |
| ギリシャ         | 58.6億ユーロ<br>(6,383億円)             | 国            | 財務省国営くじサービス部                                          | 公益のための資金調達                      | 社会保障                                |                                  |
| スウェーデン       | 172.5億スウェーデ<br>ンクローナ<br>(2,048億円) | 国            | AB Svenska Spel(国営)                                   | 公益のための資金調達                      | スポーツ、青少年育成                          | 認可を受けたNGOは富くじの発行が<br>できる         |

未定稿

諸外国の富くじにおける当せん金率について

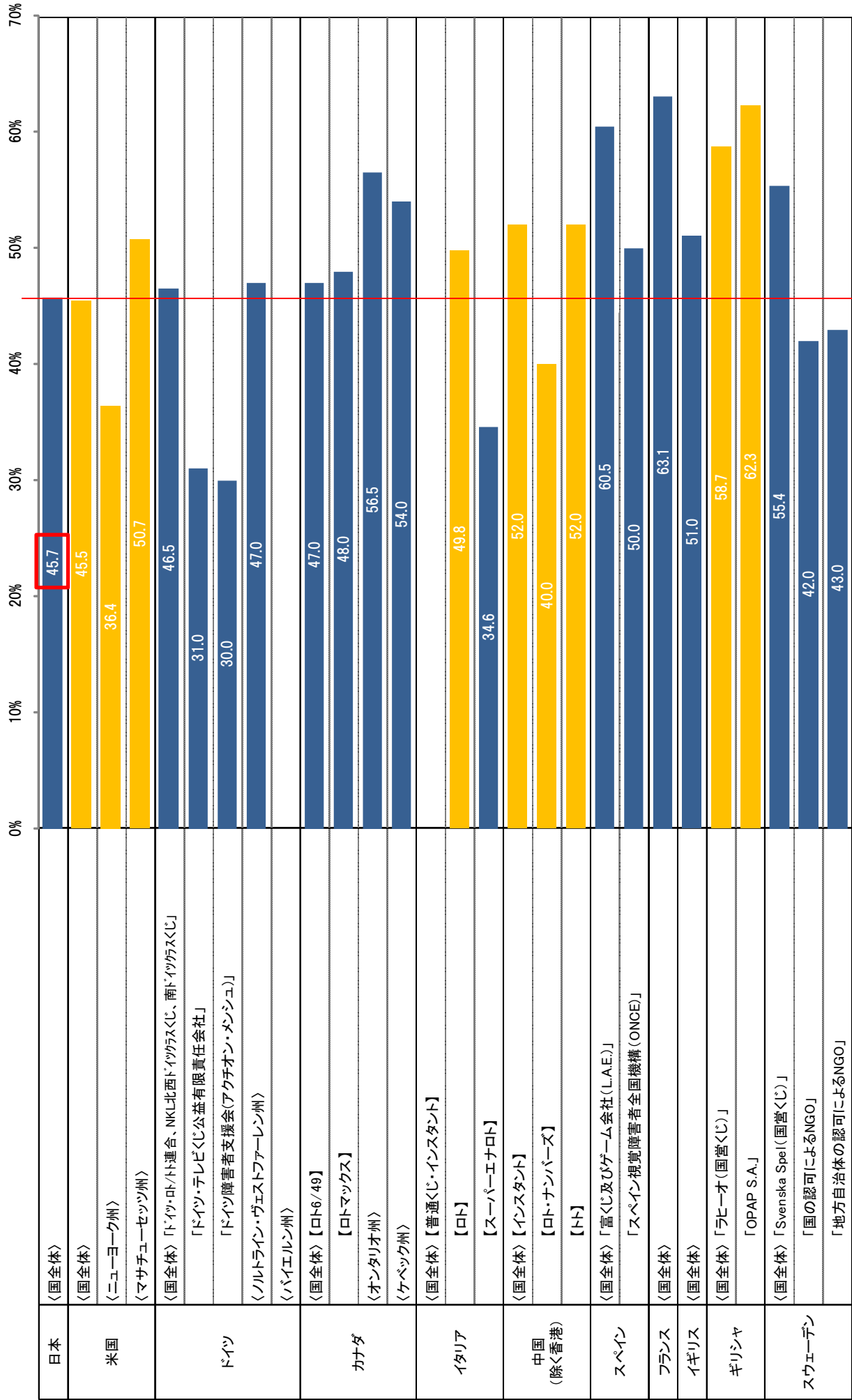
○富くじ売上高上位10カ国等の当せん金率の状況



未定稿

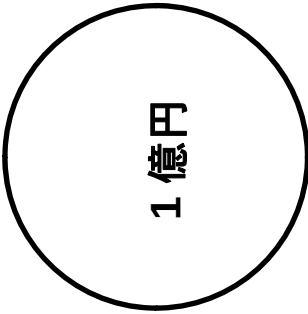
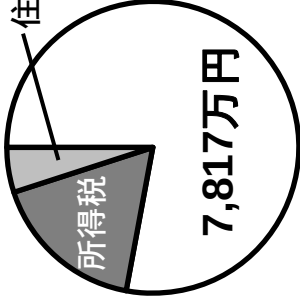
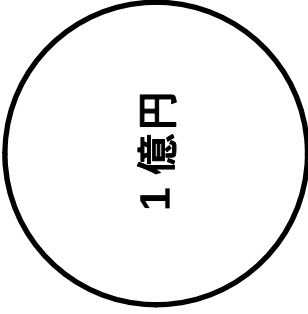
諸外国の富くじにおける当せん金の実効還元率について

○富くじ売上高上位10カ国等の実効還元率の状況  
○実効還元率＝当せん金率×(1－当せん金に対する課税率)



※青色の表示は当せん金への課税がないこと、黄色の表示は当せん金への課税があることを示す。

宝くじ・公営競技・サッカーくじの実効還元率

|                             | 宝くじ                                                                                                                | 公営競技<br>(地方競馬、競艇、競輪、オートレース)                                                                                           | サッカーくじ                                                                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当せん金率<br>(A)                | <b>45.7 %</b><br>売上 1 兆 419 億円<br>当せん金 4,758 億円                                                                    | <b>74.8 %</b><br>売上 2 兆 2,492 億円<br>払戻金 1 兆 6,814 億円                                                                  | <b>49.6 %</b><br>売上 905 億円<br>払戻金 449 億円                                                                         |
| 1 億円当選時の受取額<br>(還元率)<br>(B) | <br><b>1 億円</b><br><b>100 %</b> | <br><b>7,817万円</b><br><b>78.2 %</b> | <br><b>1 億円</b><br><b>100 %</b> |
|                             | 当せん金付証券の当せん金品については、所得税を課さない。<br>(当せん金付証券法第13条)                                                                     | 課税標準（一時所得）<br>(1 億円－100万円（必要経費＝当たり馬券購入費）－50 万円（特別控除額）) × 1/2＝4,925 万円<br>〔所得税（累進税率） 1,690 万円<br>住民税（10 %） 493 万円〕     | 払戻金については、所得税を課さない。（スポーツ振興投票の実施等に関する法律第16条）                                                                       |
| 実効還元率<br>(A)×(B)            | <b>45.7 %</b>                                                                                                      | <b>58.5 %</b>                                                                                                         | <b>49.6 %</b>                                                                                                    |

注) 1. 宝くじはみずほ銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ、サッカーくじは（財）日本スポーツ振興センター決算による。  
2. いずれもH20年度数値。

※ 公営競技は、1日に複数レース行われており、例えば3レース賭けると、その期待値は宝くじの当せん金率を下回る。  
 $75\% \times 75\% \times 75\% = 42.2\% < 45.7\%$

## 宝くじと公営競技との比較

|              | 宝くじ                          | 公営競技                                        |                                              |                                              |                                                   |
|--------------|------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|              |                              | 競艇                                          | 競輪                                           | オートレース                                       | 競馬                                                |
| 法律           | 当せん金付証券法                     | モーターボート競走法                                  | 自転車競技法                                       | 小型自動車競走法                                     | 競馬法                                               |
| 法の目的・趣旨      | 地方財政資金の調達<br>(法第1条)          | 1 船舶産業の振興<br>2 公益の増進<br>3 地方財政の改善<br>(法第1条) | 1 機械産業の振興<br>2 公益の増進<br>3 地方財政の健全化<br>(法第1条) | 1 機械産業の振興<br>2 公益の増進<br>3 地方財政の健全化<br>(法第1条) | 畜産の振興<br>( - )                                    |
| 払戻金          | 発売総額の<br>100分の50以内<br>(法第5条) | 売上金の<br>100分の75～80間で<br>施行者が設定<br>(法第15条)   | 売上金の<br>100分の75以上で<br>施行者が設定<br>(法第12条)      | 売上金の<br>100分の75以上で<br>施行者が設定<br>(法第16条)      | 売得金の<br>100分の73.8～82<br>(勝馬への投票金額により変動)<br>(法第7条) |
| 払戻率          | 45.7%                        | 74.8%                                       | 75.0%                                        | 74.8%                                        | 74.1%                                             |
| 売上金<br>(払戻金) | 1兆419億円<br>(4,758億円)         | 9,772億円<br>(7,310億円)                        | 7,913億円<br>(5,935億円)                         | 1,049億円<br>(785億円)                           | 3,757億円<br>(2,784億円)                              |

※ 払戻率、売上金及び払戻金については、平成20年度実績(宝くじは受託銀行調べ、公営競技は各施行者協議会調べ)。  
 ※ 競艇及びオートレースの払戻率については、払戻金の時効等により法律上の払戻率の規定と一致しない。

## 普及宣伝事業の改革に向けた基本的方針

### ○普及宣伝事業の必要性

- ・ 刑法の特例であり、公益還元を行う必要
- ・ 宝くじのイメージアップと中長期的な売上げ向上のため必要

### ○普及宣伝事業の改革に向けた基本原則

- ・ 公益性と訴求性の両立した広報活動の効率的な実施
- ・ 宝くじ資金の流れの単純化と情報公開により、国民にわかりやすい仕組み
- ・ 発売団体として協議会が主体的に普及宣伝事業を監督する仕組みの整備

### ○基本原則に沿って事業を見直し、普及宣伝事業を相当程度縮減

- ① 発売団体が自ら行う事業に対する助成は、国民にわかりづらいため原則として廃止。助成金が持っていた均てん化効果については、収益金の一部を使って代替する方策を検討
- ② 一般市町村向けの助成は、一部収益金への移行を検討するが、総額を維持
- ③ 公益法人向けの助成は、現行の助成事業を公益性と普及宣伝効果の観点から厳しく検証し、半額目途で対応（特に指摘のあったDVD、パンフレットなどは効果を徹底検証）
- ④ その他の普及宣伝事業も効果を検証し、効率的な事業となるようゼロベースで見直し

### ○普及宣伝事業の監督強化

- ・ 協議会において、助成方針作成、審査、効果検証の仕組を整備するとともに、情報公開を徹底
- ・ 日本宝くじ協会は公益法人向け助成、自治総合センターはコミュニティ助成を基本に、それぞれの財団設立時の趣旨を踏まえ、役割分担を明確化
- ・ 一般市町村向け助成事業の実施に当たっては、一般市町村の関わりも重視

### ○収益金の増加と当せん金への還元

- ・ 改革を通じ、収益金の増を目指すとともに、宝くじファンにも当せん金として還元
- ・ 近年の宝くじの売上げ減少トレンドを踏まえ、当せん金への配分のあり方を検討。あわせてジャンボ宝くじの一等賞金の引上げ、中間賞金の拡充などを検討

行政刷新会議「事業仕分け」（宝くじ関係）

| 事業                                                                                                                                                                                                                               | WG の評価結果                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. (財)日本宝くじ協会</p> <p>[1] 宝くじの普及宣伝の事業</p> <p>2. (財)自治総合センター</p> <p>[2] 普及広報事業</p> <p>3. (財)全国市町村振興協会</p> <p>[3] 市町村振興事業に対する助成事業</p> <p>[4] 市町村振興宝くじ販売促進事業</p>                                                                  | <p>当 WG の結論としては、当該事業については廃止とする。地方財政の一層の拡充のために、また宝くじに夢を持って楽しみに購入される方々の利益のために、天下りの方々の高額給与の問題、過度に豪華なオフィス、複雑な交付形態、無駄な宣伝広報事業、これらの問題が解決されるまでは、宝くじの許可権限者である総務大臣は宝くじの販売を認めるべきではないこととする。</p>  |
| <p>1. (財)地域活性化センター</p> <p>[1] 地域づくり助成等支援事業</p> <p>[2] 地域活性化情報提供・調査研究事業</p> <p>[3] ふるさと情報プラザ運営事業</p> <p>2. (財)地域総合整備財団</p> <p>[4] 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）</p> <p>3. (財)全国市町村研修財団</p> <p>[5] 研修事業</p>                                   | <p>（当該法人の所管官庁である総務省において、当 WG の以下の結論に沿って、必要な指導を行っていただきたいとの前提で）</p> <p>[1]～[4] 廃止</p> <p>[5] 基金のあり方、施設のあり方、研修の効率化について見直しを行う</p>                                                        |
| <p>1. (財)自治体国際化協会</p> <p>[1] 海外事務所設置・運営</p> <p>[2] 外国青年招致事業（JETプログラム）</p> <p>2. (財)自治体衛星通信機構</p> <p>[3] 公的個人認証サービス事業</p> <p>[4] 地域衛星通信ネットワーク事業(J-ALERTを除く)</p> <p>3. (財)地域創造</p> <p>[5] 地域の文化・芸術活動支援事業</p> <p>[6] 公共ホール活性化事業</p> | <p>（当該法人の所管官庁である総務省において、当 WG の以下の結論に沿って、必要な指導を行っていただきたいとの前提で）</p> <p>国と地方の役割分担のあり方について整理するとともに、地方の総意に基づき行っていると言われる事業については、このような「地方の総意」の再検討を行う対象事業の見直しを行う</p> <p>地方自治体の負担のあり方を見直す</p> |